

別冊 5

**特定産業廃棄物事案【桑名市五反田事案】
に関する調査検討報告書（第3次検証）**

平成24年10月

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会

はじめに

三重県では、過去の産業廃棄物の不法投棄事案及び不適正処理事案のうち、長期間放置され生活環境保全上の支障又はそのおそれが懸念される11事案について、県民の安全と安心を確保する目的で、平成16年度から安全性確認調査を実施しております。また、平成19年7月に『特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会』を条例で設置し、これまでの三重県の対応の課題と責任を明確にするとともに、今後、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の再発防止につなげることとしました。

当委員会では、これまで、平成21年1月に「四日市市大矢知・平津事案」、平成22年9月に「桑名市五反田事案（第2次検証）」、平成24年2月に「四日市市内山事案」の調査検討報告書をとりまとめ、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の再発防止策を提案・提言してきました。

今般、当委員会は、「桑名市五反田事案（第3次検証）」について、廃棄物処理法及び指導要綱に照らし、三重県の対応が適切であったかという観点から個別の行政対応について調査検討を進めるとともに、これまで提案・提言した再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価を行いました。

なお、過去の行政対応を振り返るため対象事案に関する公文書を調査し、対象事案の事実を積み上げ論点を整理し、課題を明確にしました。

全国の地方公共団体では産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の未然防止が重要な課題となっており、三重県でも「四日市市大矢知・平津事案」、「桑名市五反田事案」や「四日市市内山事案」での調査検討を受け、未然防止策を講じています。しかしながら、不法投棄の件数や量は減少傾向にあるものの産業廃棄物の不適正処理は少なからずあり、組織一体として継続して未然防止に取り組んでいく必要があります。

委員会が提案・提言した再発防止策を三重県の産業廃棄物行政全般への提案・提言と捉え、これを所管する部局や担当職員が当事者意識を持ち、着実に取り組んでいくことが重要であり、それを期待したいと思います。

また、本報告書では、再発防止策の提案・提言とともに、これまで委員会が提案・提言した再発防止策の取組状況及び成果を検証・評価しています。

三重県では、委員会の提案・提言の趣旨に沿って再発防止策に取り組んでいますが、改善すべき点も認められるところです。

今後、継続して未然防止に取り組み、日々改善していくことを期待したいと思います。

この報告書が対象事案の生活環境保全上の支障の除去等を通じて、行政と地域住民との信頼感を深め、さらには三重県の産業廃棄物行政の推進に役立てるこことなれば幸いです。

平成24年10月

三重県「特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会」
委員長 田中 勝

目 次

1 調査検討の目的	1
(1) これまでの経緯	
(2) 調査検討委員会の位置づけ	
(3) 対象事案の位置づけ	
2 調査検討の方法	4
(1) 調査・検討の考え方	
(2) 調査対象とした関係機関	
(3) 調査対象とした期間	
(4) 調査検討すべき主要な論点	
(5) 調査検討すべき再発防止策の取組状況	
(6) 調査の方法（具体的な調査手法）	
3 委員会の概要	6
(1) 委員会の開催概要	
(2) 委員会の開催状況	
4 対象事案の概要と経緯	7
(1) 対象事案の概要	
(2) 不法投棄発覚から VOC にかかる行政代執行までの経緯	
(3) 1,4-ジオキサンによる汚染発覚から措置命令までの経緯	
(4) 1,4-ジオキサンにかかる行政代執行（緊急対策）の概要	
(5) 第1次検証・第2次検証の概要	

5 個別の行政対応にかかる評価と総合的な評価	25
(1) 論点① 1,4-ジオキサンにかかる行政代執行（緊急対策）について	
(2) 論点② 排出事業者への責任追及について	
(3) 論点③ 原因者への費用求償について	
(4) 県の対応に関する総合的な評価	
6 第3次検証における再発防止策の提案・提言	36
7 再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価	40
(1) 第1次検証における再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価	
(2) 第2次検証における再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価	
(3) 不法投棄の現状	
(4) 検証・評価を踏まえた改善策の提案・提言	

別紙1 再発防止策の提案・提言一覧表

巻末添付 参考資料

参考資料1 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会 条例

参考資料2 三重県知事からの諮問文書

(平成24年7月31日付け環生第20-103号)

参考資料3 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会 委員名簿

1 調査検討の目的

(1) これまでの経緯

三重県桑名市五反田事案（以下「対象事案」という。）は、平成7年から平成8年頃、産業廃棄物処理業者による建設廃材等の不法投棄が行われ、揮発性有機化合物（VOC）などにより汚染された地下水が周辺に拡散し、平成9年に発覚した。三重県（以下「県」という。）は、平成13年6月からVOCにかかる行政代執行に着手し、このうち平成17年度から平成19年度は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号。以下「産廃特措法」という。）に基づく特定支障除去等事業として、平成17年3月に環境大臣の同意を得て環境修復を実施している事案である。

よって、平成16年度から実施した安全性確認調査（「測量調査」、「地質調査」及び「廃棄物・土壤・水質等調査」）により、生活環境保全上の支障又はそのおそれが認められた「四日市市大矢知・平津事案」や「四日市市内山事案」のような、今後、本格的行政代執行を実施する事案とは異なる。

VOCにかかる汚染対策については、平成19年度末に目標レベルまでの浄化を完了したものの、その後、新たに環境基準に設定された1,4-ジオキサンの汚染が発覚したことから、県は、平成22年5月から6月にかけて、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年三重県条例第41号）第17条の規定に基づく専門委員（以下「専門委員」という。）5名に意見を聴取したところ、「将来的に汚染地下水の拡散により生活環境保全上の支障を生じるおそれがある」との指摘がなされた。

このため、県は、当該意見を踏まえ、平成22年6月15日、原因者（㈱七和工業、佐藤敏之（代表取締役）及び伊藤誓（元従業員・不法投棄地提供者））に1,4-ジオキサンにかかる措置命令を発出した。

しかしながら、原因者から1,4-ジオキサンにかかる措置命令を履行することができないとの顛末書が提出されたことから、県は、平成23年8月から1,4-ジオキサンにかかる行政代執行を実施することとした。

そのため、県は、平成22年8月、専門委員5名から意見を聴取したところ、「1,4-ジオキサンを含む汚染地下水が拡散し、河川への流出が確認されているため、この生活環境保全上の支障を除去する必要がある」として、①汚染地下水の拡散防止、②汚染地下水の浄化及び③不法投棄された産業

廃棄物からの地下水汚染の防止を目標として、(ア)汚染地下水の拡散防止の「緊急対策」と(イ)抜本的な「恒久対策」を実施すべきであるとの指摘がなされた。

県は、これを踏まえ、平成22年10月、産廃特措法第4条の規定に基づく実施計画を環境大臣に提出し、平成23年3月に環境大臣の同意を得た。

県は、これを受けて、平成23年3月29日付けで、原因者に、行政代執行(緊急対策)として、「1,4-ジオキサンにより汚染された地下水の拡散防止」を講じることを通知し、平成23年4月から行政代執行の準備を進め、8月から行政代執行に着手している。

なお、対象事案では、行政代執行に要した経費は、平成23年度まで、1,876,763,232円であり、原因者から3,527,813円が納入されている(差押・換価手続による強制徴収2,949,101円を含む。)。

(2) 調査検討委員会の位置づけ

産廃特措法による国の支援を受け、行政代執行を実施するには、同法及び基本方針に基づき、これまでの行政の対応を評価し、今後の再発防止策を明らかにする必要がある。

対象事案では、平成16年11月に「行政責任検証会議」を設置し、不法投棄発覚からVOCにかかる行政代執行の水処理施設の竣工まで(平成9年10月17日～平成15年4月11日)の行政の対応を評価(第1次検証)し、再発防止策の提案・提言を行った。

その後、県は、特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例(平成19年三重県条例第38号)を制定し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する知事の附属機関として、第三者である学識経験者等で構成される『特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会』(以下「委員会」という。)を設置し、第2次検証において、第1次検証以後の行政の対応について、平成22年6月30日(1,4-ジオキサンにかかる措置命令)までの行政の対応と第1次検証における再発防止策の提案・提言の取組状況を調査検討した。

今般、1,4-ジオキサンにかかる恒久対策を実施するにあたり、第2次検証以後の行政の対応と第1次・第2次検証における再発防止策の提案・提言の取組状況を調査検討することとした。

(3) 対象事案の位置づけ

対象事案は、建設廃材等の不法投棄事案である。そして、その主要な論点は、情報提供への対応や不法投棄発覚後の対応（事後対応）であり、桑名市源十郎新田事案と共に通の論点である。

なお、四日市市大矢知・平津事案、四日市市内山事案は許可品目外の産業廃棄物や許可面積及び容量を超えた産業廃棄物が埋め立てられた不適正処理事案であり、その主要な論点は、規制権限の行使・不行使である。

委員会は、平成21年1月に「四日市市大矢知・平津事案」、平成22年9月に「桑名市五反田事案（第2次検証）」、平成24年2月に「四日市市内山事案」の調査検討報告書をとりまとめ、再発防止策を提案・提言した。

そして、平成24年10月には、「桑名市五反田事案（第3次検証）」、「桑名市源十郎新田事案」及び「四日市市大矢知・平津事案（第2次検証）」の調査検討報告書をとりまとめ、再発防止策を提案・提言するとともに、すでに再発防止策の提案・提言を受けている事案については、その取組状況及び成果を検証・評価し、改善策の提案・提言に繋げることとした。

なお、桑名市五反田事案（第1次検証）は、平成16年11月に設置した「行政責任検証会議」において、平成16年12月に報告書をとりまとめている。

調査検討委員会で検討した事案一覧表

事案名	区分	事案の特徴
桑名市五反田事案	不法投棄	建設廃材等の不法投棄 (原因者：許可業者)
桑名市源十郎新田事案	不法投棄	P C B の不法投棄 (原因者：特定できず)
四日市市大矢知・平津事案	不適正処理 (許可施設)	安定型施設（面積・容量超過）
四日市市内山事案	不適正処理 (許可施設)	安定型施設（面積・容量超過） (許可品目外埋立)

2 調査検討の方法

(1) 調査・検討の考え方

① 県が行った措置等における課題等の明確化

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、三重県産業廃棄物処理指導要綱（以下「指導要綱」という。）に照らし、第2次検証後の県の対応について、次のような視点から、対象事案に関して県が行った措置等の課題を明らかにした。

- 行使すべき権限を行使していたか。
- 権限の行使が内容や時期において適切であったか。
- 地元自治体及び地域住民からの苦情、要望に対して適切に対応していたか。

② 産業廃棄物の不適正処分の再発防止についての検討

上記①の結果を踏まえ、今後の産業廃棄物の不適正処分の再発防止について検討した。

③ 再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価

第1次検証・第2次検証の提案・提言の取組状況及び成果について検討し、改善策を提案・提言した。

(2) 調査対象とした関係機関

廃棄物処理法、指導要綱及び関係法令を所管する県の本庁及び地域機関とした。

(3) 調査対象とした期間

平成22年7月1日（第2次検証後）から平成24年7月31日（平成24年度第3回調査検討委員会）までとした。

(4) 調査検討すべき主要な論点

対象事案（第3次検証）において特に重要であると考えられる論点を、論点①から論点③に区分し、各論点における行政対応を評価し、対象事案の総合的な評価に繋げることとした。

(5) 調査検討すべき再発防止策の取組状況

対象事案については、第1次検証・第2次検証で再発防止策を提案・提言していることから、その取組状況を検証・評価することとした。

なお、第1次から第3次検証における検証項目及び検証対象期間は次のとおりである。

【行政対応について】

検証項目		検証対象期間
行政対応について		
第1次	① 初期段階の行政の対応状況について ② 認識後の行政対応について	平成9年10月17日 ～平成15年4月11日
第2次	① 汚染判明までの経緯と判明後の対応について ② 措置命令発出までの原因者等への対応について ③ 原因者等への責任追及・費用求償 ④ 排出事業者への責任追及 ⑤ 1,4-ジオキサンにかかる行政代執行について ⑥ VOCにかかる行政代執行について	平成15年4月12日 ～平成22年6月30日
第3次	① 1,4-ジオキサンにかかる行政代執行(緊急対策) ② 排出事業者への責任追及 ③ 原因者への費用求償	平成22年7月1日 ～平成24年7月31日 *平成22年7月1日 ～平成24年7月31日

* 第1次・第2次検証対象期間の状況を把握したうえで、第3次検証に繋げることとする。

【再発防止策の取組状況】

検証項目		検証対象期間
再発防止策の取組状況		
第2次	① 排出事業者等に対する普及啓発及び職員の資質向上 ② 監視指導体制の強化 ③ 市町及び関係機関との連携強化 ④ 行政処分等の積極的な情報公開	平成16年12月21日 ～平成22年6月30日
第3次	【第1次検証の提案・提言】 ① 監視・指導体制の充実 ② 積極的な情報収集 ③ 職員の職務能力の向上 ④ 市町村職員・森林組合職員に対する学習機会の確保 【第2次検証の提案・提言】 ① 要監視項目に関する情報収集及び汚染状況の把握 ② ホームページ活用による即時性をもった情報提供	平成22年9月11日 ～平成24年7月31日

(6) 調査の方法（具体的な調査手法）

調査対象とした関係機関が保管している対象事案にかかる公文書から事実関係を把握することとし、当時の関係者からの聴き取り調査及びアンケート調査は実施しない。

3 委員会の概要

(1) 委員会の開催概要

対象事案については、平成24年度第3回委員会において諮問し、その概要及び経緯を把握するとともに、第3次検証の進め方（案）を議論した。

第4回委員会では、第3次検証の主要な論点について議論し、県の対応の課題を明確にするとともに、第3次検証における再発防止策の提案・提言を検討した。

第5回委員会では、第1次検証・第2次検証における再発防止策の取組状況及び成果を検証・評価するとともに、これまでの議論を踏まえ、調査検討報告書のとりまとめを行った。

なお、委員会は透明性を確保するため、すべて公開で開催した。

(2) 委員会の開催状況

回	開催日時	場所	概要	備考
3	平成24年 7月31日 9:45～11:50	ウインクあいち (愛知県産業労働 センター) 12階小会議室 (1209)	○対象事案の諮問 ○対象事案の調査検討 (1) 事案の概要について (2) 第3次検証の進め方について	公開
4	平成24年 8月21日 9:30～11:50	ウインクあいち (愛知県産業労働 センター) 11階小会議室 (1109)	○対象事案の調査検討 (1) 第3次検証の主要な論点について (2) 県が講じた措置における課題の整理とりまとめ (3) 第3次検証における再発防止策の提案・提言	公開
5	平成24年 9月28日 14:15～17:50	ウインクあいち (愛知県産業労働 センター) 13階小会議室 (1307)	○答申（案）の検討 (1) 県が講じた措置における課題の整理とりまとめ (2) 再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価 (3) 調査検討報告書（案）の検討	公開

4 対象事案の概要と経緯

(1) 対象事案の概要

①不法投棄が行われた場所

ア 所在地

桑名市大字五反田字多々星1701番

イ 面積

実測面積：2, 906 m² (公簿面積：1, 937 m²)

ウ 土地の状況

当該地は、桑名市の北西部、東名阪自動車道桑名 IC の北西約 2.5 km に位置し、県道四日市多度線の村前橋北詰より西に約 300 m の地点にあたる。

当該地の南側は竹林、北側は平成 20 年度に整備された農用地（畠）があり、西側は杉の植林地、東側は民家、さらに東隣には畠が存在し、北側の二級河川嘉例川までは最短で約 40 m の距離となっている。

また、北東に農業集落排水処理施設嘉例川クリーンセンターが立地しており、当該施設の建設工事の際に切土面から汚染地下水が滲出し不法投棄が発覚した経緯がある。

嘉例川は二級河川員弁川に流入しており、その下流域では桑名市が伏流水を上水道の原水として取水している。

なお、原因者は、山林であった当該地を不法投棄の目的で掘削し、許可対象規模未満の自社安定型処分場と称し、違法な埋立処分を行っていた。

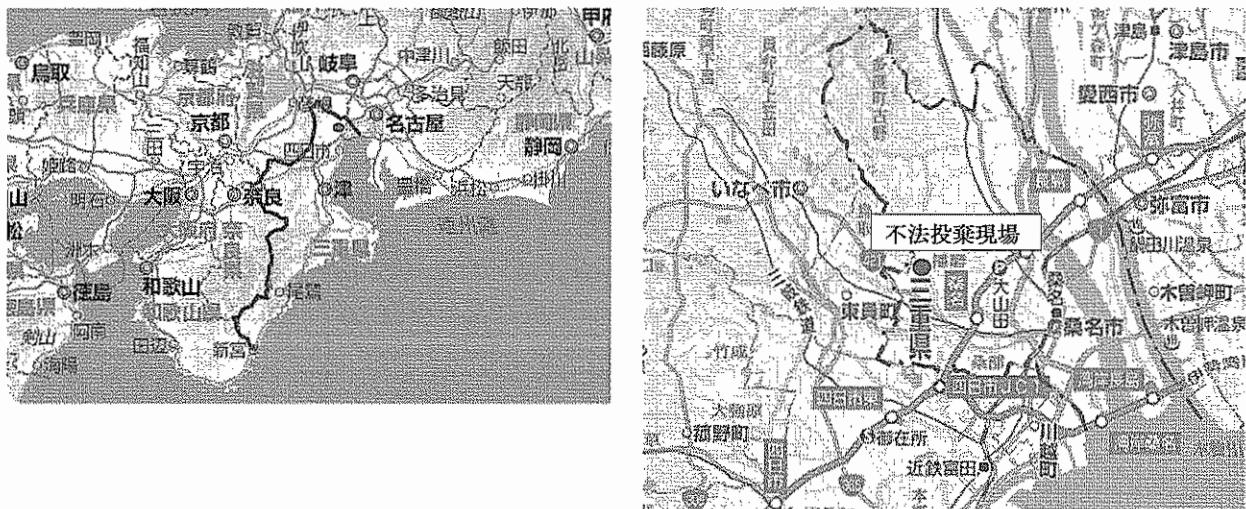




図 4-1 位置図及び周辺の状況

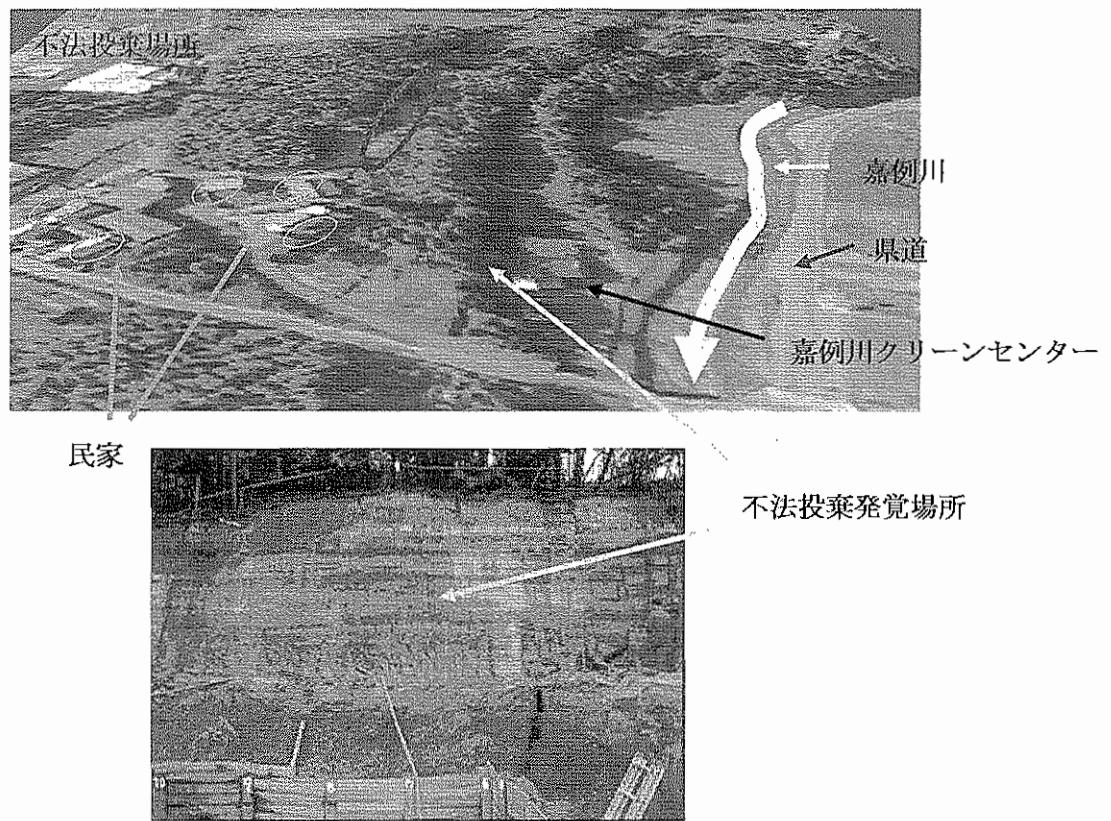


図 4-2 不法投棄発覚時の状況

②不法投棄が行われた時期

平成 7 年 4 月～平成 8 年 3 月頃

③不法投棄を行った者

ア　名　称

株式会社七和工業（代表取締役 佐藤敏之）

イ　所在

員弁郡東員町大字中上 403 番地の 1

ウ　不法投棄に関与した役員・従業員

佐藤 敏之（代表取締役）・伊藤 誓（元従業員・不法投棄地提供者）

エ　許可の概要

産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の概要は、表 4-1 及び表 4-2 のとおり。

不法投棄を行った事業者は、昭和 63 年 6 月 2 日に産業廃棄物の収集運搬及び処分業（埋立処分）の許可を取得して、廃棄物処理業を営んできた。代表取締役の佐藤敏之は、平成 6 年 3 月 10 日に就任している。平成 11 年 3 月 19 日に本件不法投棄に関連して、産業廃棄物収集運搬業及び処分業許可の取消処分を受けている。

なお、当該事業者は、桑名市大字大仲新田及び桑名市大字五反田字西池城に管理型施設を設置して処分業（埋立）を営み、当該施設に埋め立てた産業廃棄物の一部は対象事案に不法投棄されたと考えられる。

④不法投棄の概要

ア 投棄された産業廃棄物の種類

汚泥、燃え殻、廃油、鉱さい、がれき類等

イ 投棄された産業廃棄物の量

不法投棄地をボーリングにより地表から特定産業廃棄物が確認されない深度まで調査した結果を解析したところ、特定産業廃棄物量は約 $27,000\text{m}^3$ 、平均埋立深度は約9.4mと推定されている。(図4-3)

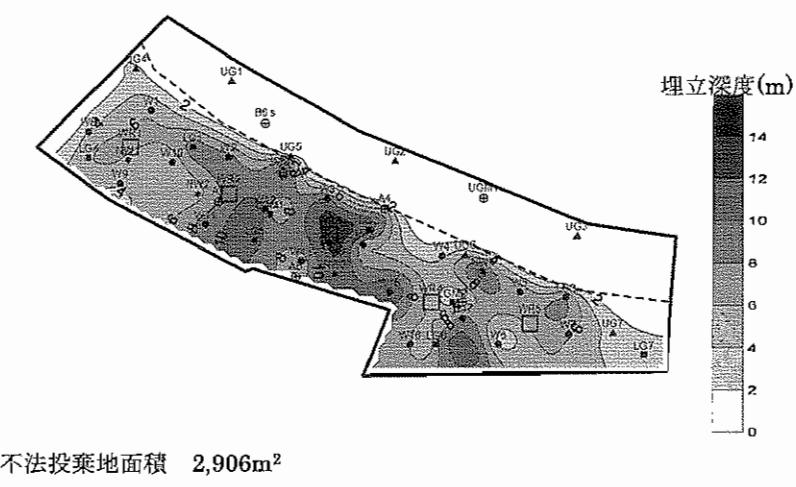


図4-3 不法投棄地（遮水壁）内の廃棄物の埋立深度図

表4-1 産業廃棄物処理業の概要

昭和 63 年 6 月 2 日	許可	<p>住所:員弁郡東員町大字中上 1000 番地の 3 氏名:(株)七和工業 代表取締役 高比良 輝雄 【収集運搬業(保管・積換えを除く)】 鉱さい、ダスト類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、 木くず、建設廃材 【処分業】 鉱さい、ダスト類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、 木くず、建設廃材 最終処分場:桑名市大字大仲新田字宮前 182-10 他</p>
昭和 63 年 6 月 22 日	変更届	住所の変更(桑名市外堀 10 番地)
昭和 63 年 10 月 5 日	変更届	役員の変更 取締役の交代
昭和 63 年 11 月 8 日	変更許可	【収集運搬】【処分業】の取扱品目の変更 (汚泥、廃プラスチック類の追加)
平成元年 7 月 17 日	変更届	最終処分場の追加:桑名市大字五反田字西池城 1870 他
平成元年 12 月 15 日	変更届	役員の変更(代表取締役 佐藤博)
平成 2 年 1 月 30 日	変更届	住所の変更(桑名市大字大仲新田字宮前 187 番地の 2) 最終処分場容量の変更
平成 2 年 7 月 7 日	変更届	役員の変更 取締役の追加
平成 2 年 9 月 11 日	変更届	最終処分場の埋立容量、埋立面積の変更
平成 3 年 3 月 4 日	変更許可	【処分業】の取扱品目の変更(燃え殻の追加)
平成 4 年 10 月 26 日	変更届	役員の変更(代表取締役 佐藤嘉章)
平成 6 年 3 月 10 日	変更届	役員の変更(代表取締役 佐藤敏之)
		住所の変更(員弁郡東員町大字中上 403 番地の 1)
平成 7 年 1 月 26 日	変更許可	【収集運搬業】の取扱品目の変更(燃え殻の追加)
平成 8 年 3 月 4 日	更新許可	【収集運搬業】【処分業】更新
平成 11 年 3 月 19 日	取り消し	【収集運搬業】【処分業】許可取消

表4-2 産業廃棄物処理施設の概要(本件不法投棄が行われた場所とは異なる)

(大仲新田地内の管理型最終処分場)

昭和 63 年 3 月 16 日	届出受理	管理型処分場 設置者 : 員弁郡東員町大字中上 1000-3 佐藤 敏之 設置場所 : 桑名市大字大仲新田字宮前 182-10 他 面積:4,237m ² 容量:76,278m ³ 埋立品目:鉱さい、ダスト類、金属くず、汚泥、建設廃材、 燃え殻、木くず、繊維くず、廃プラスチック類
昭和 63 年 4 月 7 日	届出受理	地位承継(佐藤敏之から(株)七和工業へ)
昭和 63 年 6 月 16 日	届出受理	使用開始報告
平成 2 年 7 月 6 日	届出受理	休止(埋立終了) *当時埋立終了届出制度なし

(西池城地内の管理型最終処分場)

平成元年 7 月 6 日	届出受理	管理型処分場 設置者 : 桑名市外堀 10 番地 (株)七和工業 代表取締役 高比良 輝雄 設置場所 : 桑名市大字五反田字西池城 1870 他 面積:9,608m ² 容量:96,080m ³ 埋立品目:鉱さい、ダスト類、金属くず、ガラスくず及び陶 磁器くず、木くず、汚泥、建設廃材、繊維く ず、廃プラスチック類
平成 2 年 7 月 27 日	届出受理	容量算出の錯誤による修正 当初届出容量:126,280 m ³ 面積、容量の変更(拡大) 面積:9,148 m ² 容量:138,584m ³
平成 13 年 4 月 13 日	届出受理	埋立終了

(2) 不法投棄発覚から VOC にかかる行政代執行までの経緯

①不法投棄の覚知

平成 9 年 10 月 17 日、桑名市から農業集落排水処理施設の建設工事現場において、切土面から廃油らしき汚水が滲出しているとの通報に基づき、県、桑名市及び桑名警察署の合同調査の結果、隣接する（株）七和工業の自社安定型最終処分場と称する場所が汚水の発生源と判明した。

汚水発生源が特定されたことから、平成 9 年 10 月 21 日に、地下水、廃棄物、汚染土壌の採取・分析を行ったところ、ジクロロメタン等の VOC が地下水、廃棄物、土壌中から高濃度で検出された。

調査結果判明後、県は、地元住民、漁業協同組合、農家組合、桑名市等に速やかに状況説明を行うとともに、警察当局においては、不法投棄事件として、直ちに廃棄物処理法違反容疑で捜査に着手した。

②原因者への措置命令の発出

県は、平成 10 年 5 月 25 日に㈱七和工業に対して、廃棄物処理法に基づき、「観測井戸の設置、地下水等の水質調査の実施」などの措置命令を発出し、平成 11 年 3 月 19 日には収集運搬、処分業の許可取消しの行政処分を行い、平成 12 年 12 月 27 日には、「汚染の拡散防止、汚染の浄化措置」などの措置命令を発出した（代表取締役及び不法投棄地提供者である従業員には平成 13 年 1 月 9 日に措置命令を発出した。）。

③行政代執行の実施

しかしながら、平成 12 年 12 月 27 日の措置命令に対し、（株）七和工業が履行しなかったため、県は措置命令違反で告発するとともに、生活環境保全上の支障のおそれを除去するため、平成 13 年 6 月 8 日に行政代執行による支障除去等事業に着手した。

なお、事業の実施にあたり、平成 13 年度から平成 16 年度は国の産業廃棄物適正処理推進特別対策事業による支援を受け、引き続き、産廃特措法第 4 条に基づく実施計画について、平成 17 年 3 月 31 日に環境大臣同意が得られたことから、平成 17 年度から平成 19 年度の 3 カ年は、産廃特措法に基づく特定支障除去等事業として、行政代執行を実施してきた。

特定支障除去等事業では、地下水汚染につき、①汚染拡散防止、②不法投棄地内の地下水汚染の浄化、③汚染が拡散している周辺地の地下水汚染

の浄化を目標として、県は、鉛直遮水壁による地下水汚染の拡散防止措置と汚染地下水の揚水による浄化措置を講じ、その結果、計画期間である平成20年3月末までにVOCにかかる地下水汚染の拡散防止と目標とするレベルまでの地下水浄化を達成した。

(3) 1,4-ジオキサンによる汚染発覚から措置命令までの経緯

①1,4-ジオキサンの環境基準設定後の対応

県は、平成21年11月30日付け環境省告示で、1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレンが環境基準に定められたことを受け、対象事業における汚染状況を把握するため、平成22年1月7日から当該地、周辺地域及び河川水の調査を実施したところ、1,4-ジオキサンが周辺地下水に拡散しており、また、河川水に影響を及ぼしていることを確認した。

<1,4-ジオキサンにかかる調査経緯>

日付	内容
平成22年1月 7日	遮水壁内地下水調査(H22.1.27 速報により概況把握)
平成22年1月 8日	周辺地下水調査(H22.1.27 速報により概況把握)
平成22年2月 4日	河川水調査(H22.3.4 速報により概況把握)
平成22年2月10日	周辺地下水調査(H22.3.4 速報により概況把握)
平成22年3月 4日	放流水調査(H22.3.19 速報により概況把握)
平成22年3月10日	河川水・周辺地下水調査 (H22.3.19 速報により概況把握)
平成22年3月25日	委託業者から遮水壁内周辺地下水等調査報告書の提出
平成22年3月30日	汚染地下水揚水停止
平成22年4月～	河川水及び周辺汚染井戸の調査を毎月実施

②汚染の概要

平成22年1月の調査では、1,4-ジオキサンが遮水壁外の地下水で最大2.7mg/l(環境基準の54倍)、不法投棄地内(遮水壁内)の地下水で最大18mg/l(環境基準の360倍)検出された。

塩化ビニルモノマーは、遮水壁内で0.025mg/l(環境基準の13倍)検出された(遮水壁外は、調査した全ての地点で環境基準を満たしていた。)。

1,2-ジクロロエチレンについては、遮水壁内外で調査したすべての地点において環境基準を満たしていた。

また、放流水及び河川水を調査したところ、放流水から0.60mg/l、河川水から0.26mg/l(環境基準の5.2倍)の1,4-ジオキサンが検出された。

塩化ビニルモノマーに関しては、その後の調査で、放流水及び河川水からは、検出されていない。

地下水・放流水における最大検出濃度(平成22年3月25日判明分)

(単位: mg/l)

	1,4-ジオキサン	塩化ビニル モノマー	1,2-ジクロロ エチレン
遮水壁内地下水	18	0.025	0.030
遮水壁外地下水	2.7	0.0003	0.004
放流水	0.60	—	<0.004
河川水(放流地点直下)	0.26	—	<0.004
環境基準	0.05	0.002	0.04

③汚染判明後の対応

県は、平成21年度に汚染残留箇所に大口径揚水井を設置するための掘削工事を実施しており、そのために遮水壁内の地下水位を下げる必要があり、地下水を揚水し浄化処理した後、全量河川に放流していた。結果的には、1,4-ジオキサンを浄化できずに河川に放流していたが、下流で桑名市が取水している水道原水からは、これまで1,4-ジオキサンは検出されていない。

県は、1,4-ジオキサンの汚染状況把握後、放流水による河川への影響を減らすため、平成22年3月30日に地下水の揚水を停止し、その後は、1回/月の頻度で河川水及び地下水のモニタリング調査を継続し、河川水へ

の影響がないことを確認するとともに、地下水の汚染範囲や拡散の動向を把握している。

④1,4-ジオキサンにかかる行政代執行について

県は、1,4-ジオキサンによる地下水汚染にかかる行政代執行を実施しなければ、汚染地下水が拡散し河川が汚染されることになり、生活環境保全上の支障が生じるおそれがあると判断した。

また、平成22年5月から6月にかけて、専門委員5名に意見を聴取したところ、「将来的に汚染地下水の拡散により生活環境保全上の支障を生じるおそれがある」との指摘がなされた。

そこで、県は、1,4-ジオキサンにかかる措置命令を発出するため、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条の規定に基づき、原因者（㈱七和工業、佐藤敏之及び伊藤誓）への聴聞を実施し、不法投棄の原因や1,4-ジオキサンの投棄について聴き取りを行ったが、新たな情報はなかった。

県は、聴聞実施後、1,4-ジオキサンによる汚染が原因者によるものと判断し、平成22年6月15日、原因者に1,4-ジオキサンにかかる措置命令を発出した。

しかしながら、原因者から1,4-ジオキサンにかかる措置命令を履行することができないとの顛末書が提出されたことから、県は、行政代執行を実施することとした。

なお、現段階で確知できていない原因者等に対し、廃棄物処理法第19条の8後段の規定により公告を行っている。

<措置命令までの経緯>

日付	内 容
平成22年5月27日	措置命令のための専門委員への意見聴取(北海道大学 石井准教授)
平成22年6月 1日	措置命令のための専門委員への意見聴取(三重大学 酒井教授)
平成22年6月 2日	措置命令のための専門委員への意見聴取(福岡大学 樋口教授)
平成22年6月 3日	措置命令のための専門委員への意見聴取(九州大学 島岡教授)
平成22年6月 7日	措置命令のための専門委員への意見聴取(京都大学 勝見教授)
平成22年6月11日	原因者(1法人2個人)への聴聞
平成22年6月15日	原因者(1法人2個人)へ措置命令を発出 着手期限:平成 22 年 9 月 14 日 履行期限:平成 27 年 9 月 14 日
平成22年6月15日	原因者 措置命令を履行できないとの顛末書提出
平成22年6月22日	三重県公報に廃棄物処理法第 19 条の 8 後段に基づく公告

<1,4-ジオキサン>

1,4-ジオキサンは、有機合成反応や抽出溶剤、塩素系溶剤の安定剤等として広く利用されているほか、家庭用の洗剤にも含まれている合成有機化合物。

人体への影響として発がん性が疑われる物質とされ、微生物によってもほとんど分解されない。

【化学性状】

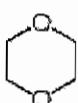


沸点 101.1°C

融点 11.8°C

比重 1.03

特徴 無色透明の液体、エーテル臭、可燃性



水にも有機溶媒にも任意に混和

毒性 発がんの疑い(IARC 2B)

(4) 1,4-ジオキサンにかかる行政代執行（緊急対策）の概要

①緊急対策の目標

1,4-ジオキサンにかかる実施計画は、平成23年3月18日付で産廃特措法に基づく環境大臣の同意を得て、平成23年度から特定支障除去等事業として実施しており、その目標は次のとおりである。

～達成すべき目標～

1,4-ジオキサンに汚染された地下水及び放流水が嘉例川に流入せず、その環境基準が達成された状態が保たれている。

～具体的には～

- ①嘉例川の水質：環境基準以下
- ②周辺地下水の環境基準超過範囲：拡大を抑制
- ③汚染地下水の濃度：上昇を抑制

②具体的な対策工法

緊急対策の目標を達成するため、「1,4-ジオキサンの浄化に対応するための水処理施設の改良」及び「遮水壁外に存在する高濃度の汚染地下水を新規に設置する揚水井を用いて汲み上げ、改良された水処理施設での浄化」を実施している。

ア 水処理施設の改良

揚水した汚染地下水は、1,4-ジオキサン以外に有機物も高濃度に含むことから、これらを河川に影響がない程度まで浄化するために、既設の水処理施設で1,4-ジオキサン以外の有機物を除去したうえで、新たに整備する促進酸化設備で1,4-ジオキサンを分解する必要がある（図4-4）。

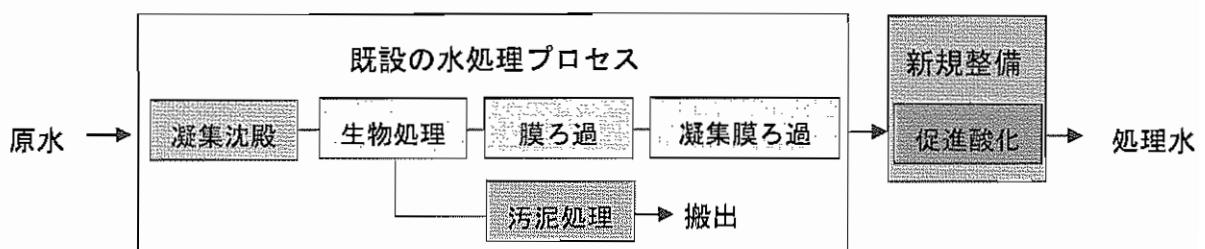


図4-4 1,4-ジオキサン分解のための水処理フローの概略

既設の水処理施設は、これまでの使用による配管の腐食、ポンプ類の摩耗等の機器の消耗・劣化が進行し既定の能力を発揮できない箇所が存在することから、促進酸化設備の整備に併せ、これらの箇所を補修した。

イ 揚水浄化の実施

揚水箇所の位置及び揚水量は、不法投棄地内の汚染地下水を周辺地下の水位よりも低く維持することを目的として、これまでの揚水実績と水位低下量をもとに、以下のとおり計画した。(図4-5)

揚水計画：不法投棄地内上部帶水層	$9.0 \text{ m}^3/\text{日}$
不法投棄地内下部帶水層	$24.6 \text{ m}^3/\text{日}$
不法投棄地内揚水量 計	<u>$33.6 \text{ m}^3/\text{日}$</u>
不法投棄地外上部帶水層	$19.6 \text{ m}^3/\text{日}$
不法投棄地外下部帶水層	$6.4 \text{ m}^3/\text{日}$
不法投棄地外揚水量 計	<u>$26.0 \text{ m}^3/\text{日}$</u>
揚水量 合計	<u>$59.6 \text{ m}^3/\text{日}$</u>

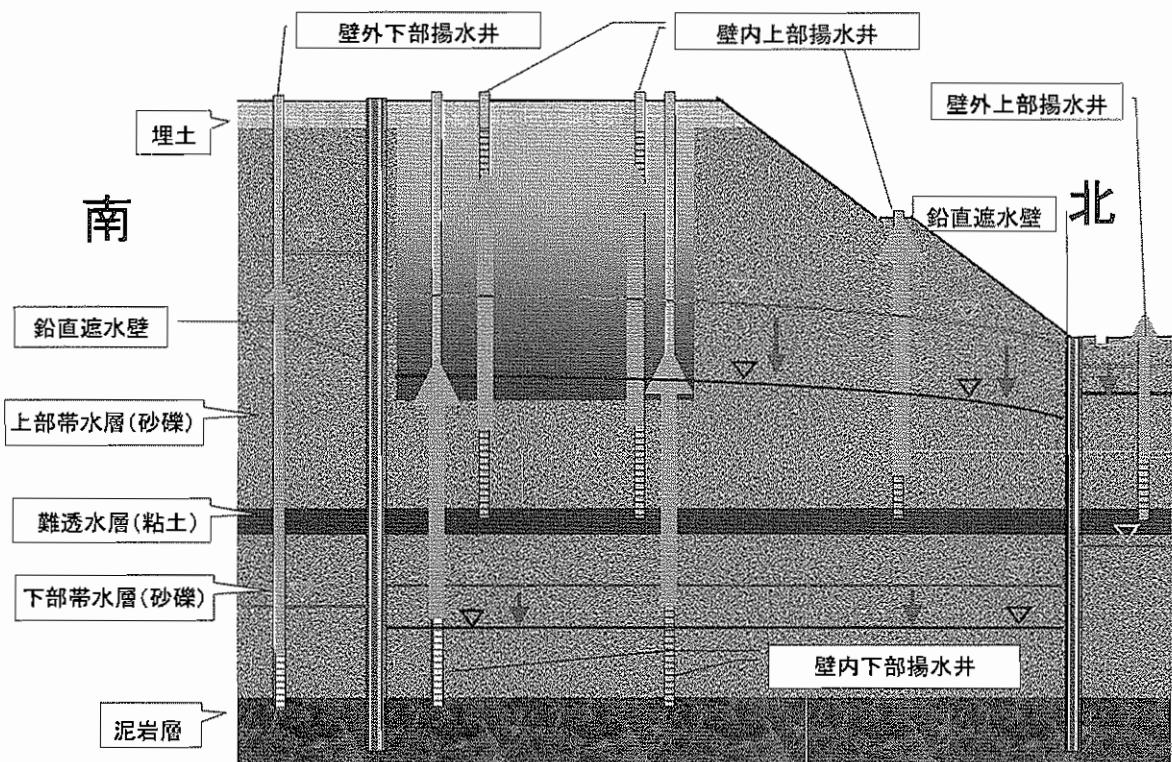


図4-5 揚水による地下水位管理の概要

③緊急対策の効果

緊急対策は汚染拡散防止と 1,4-ジオキサンに汚染された放流水の浄化を図ることを目的として以下の対策工を講じた。

対策工①：促進酸化設備の整備(1,4-ジオキサンの浄化)

対策工②：遮水壁内の汚染地下水の揚水により地下水位を周辺より低く制御

ア 促進酸化設備の整備

1,4-ジオキサン以外の有機物等は既設の水処理施設で除去し、その後段に 1,4-ジオキサンを分解処理するための促進酸化設備（オゾン+過酸化水素処理）を設置した。

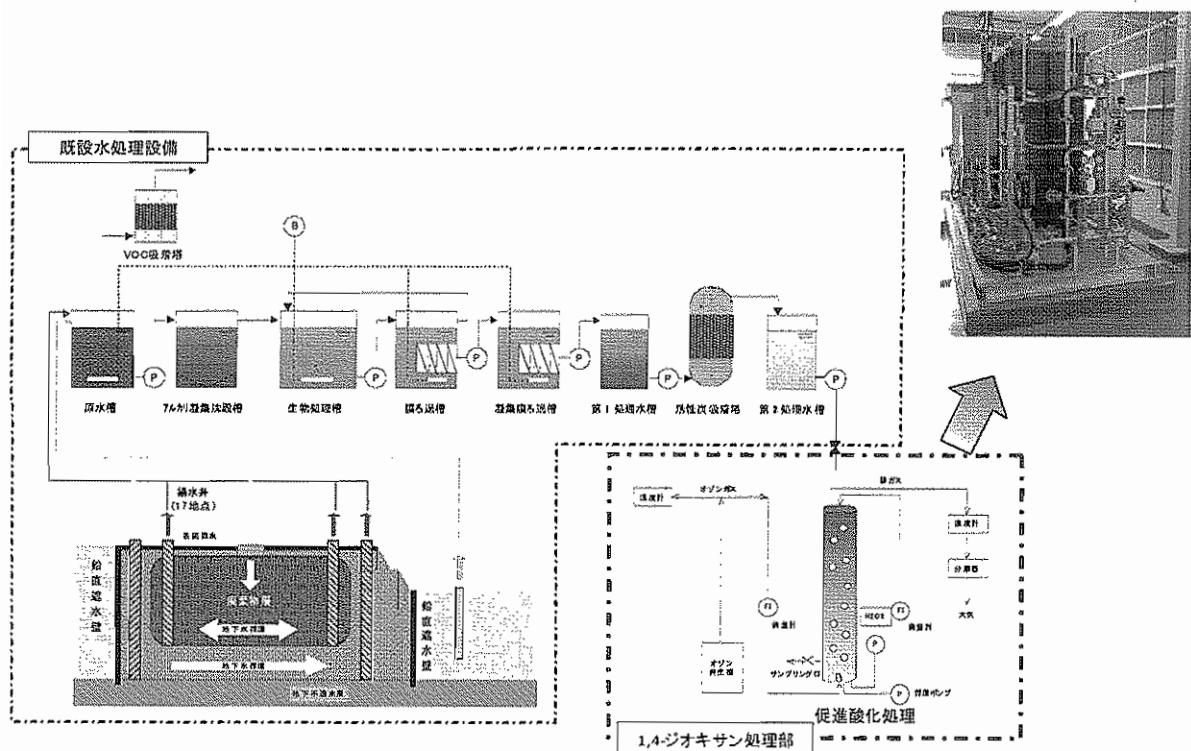


図4-6 水処理施設改良図

日処理量 : $60\text{m}^3/\text{日}$ (既設水処理施設と同能力)
計画処理水質 : 1,4-ジオキサンの計画原水水質 $2\text{mg}/\text{l}$
→ 計画処理水質 $0.5\text{mg}/\text{l}$

その結果、表4-3に示すように、改良後の水処理施設において1,4-ジオキサンを95%程度、分解・除去できるようになり、汚染地下水を揚水・浄化し、嘉例川に放流することが可能となった。

表4-3 1,4-ジオキサン除去率

採取年月日	1,4-ジオキサン(mg/l)		除去率(%)
	処理前	処理後	
平成24年4月 6日	1.00	0.081	91.9
平成24年4月23日	0.96	0.042	95.6
平成24年5月 1日	0.86	0.046	94.8
平成24年5月14日	0.68	0.028	95.9
平成24年6月 7日	0.70	0.012	98.2

イ 地下水位の制御

促進酸化設備の整備により、遮水壁内の汚染地下水を揚水することによる地下水位管理が可能となったことから、遮水壁内下部帶水層は平成24年3月から、遮水壁内上部帶水層は平成24年6月から揚水を再開し、遮水壁内の地下水位を対象事業周辺の地下水位よりも低く保つ水位制御を実施している。

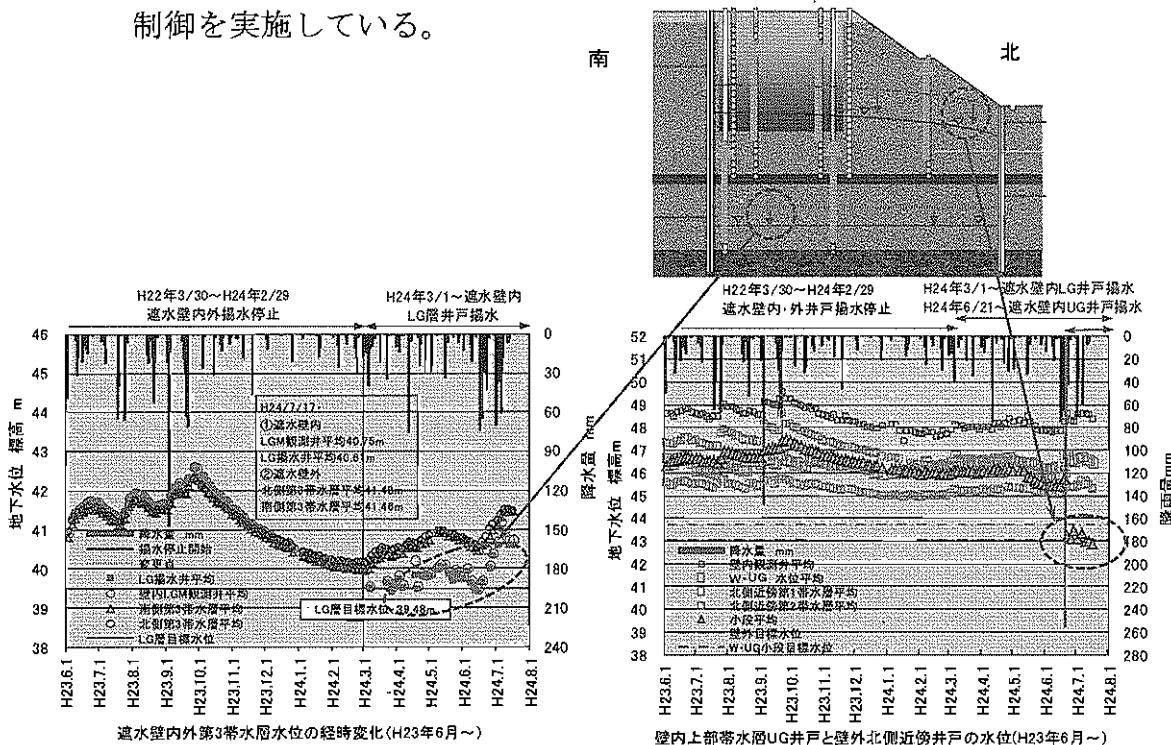


図4-7 水位の経時変化

図4-7に示すように、遮水壁内の地下水位が壁外よりも低い状態に保たれていることから、汚染地下水の周辺への拡大が抑止されていると考えられる。

④恒久対策の必要性

上述のとおり、緊急対策により汚染地下水の拡散防止が図られているが、汚染源である不法投棄廃棄物からの1,4-ジオキサンの溶出は今後も続くため、濃度の上昇、汚染範囲の拡大、揚水量の増加、対策期間の長期化が懸念される。

また、不法投棄地の汚染地下水は、鉛直遮水壁により拡散防止が図られているものの、対策期間の長期化に伴い、既設水処理施設及び既設遮水壁は劣化対策が必要となると考えられる。

こうしたことから、1,4-ジオキサンの汚染源を対象とした抜本的な対策を実施し、長期的な安全性を確保することが不可欠であると考えられ、緊急対策に代わる恒久対策を実施する必要がある。

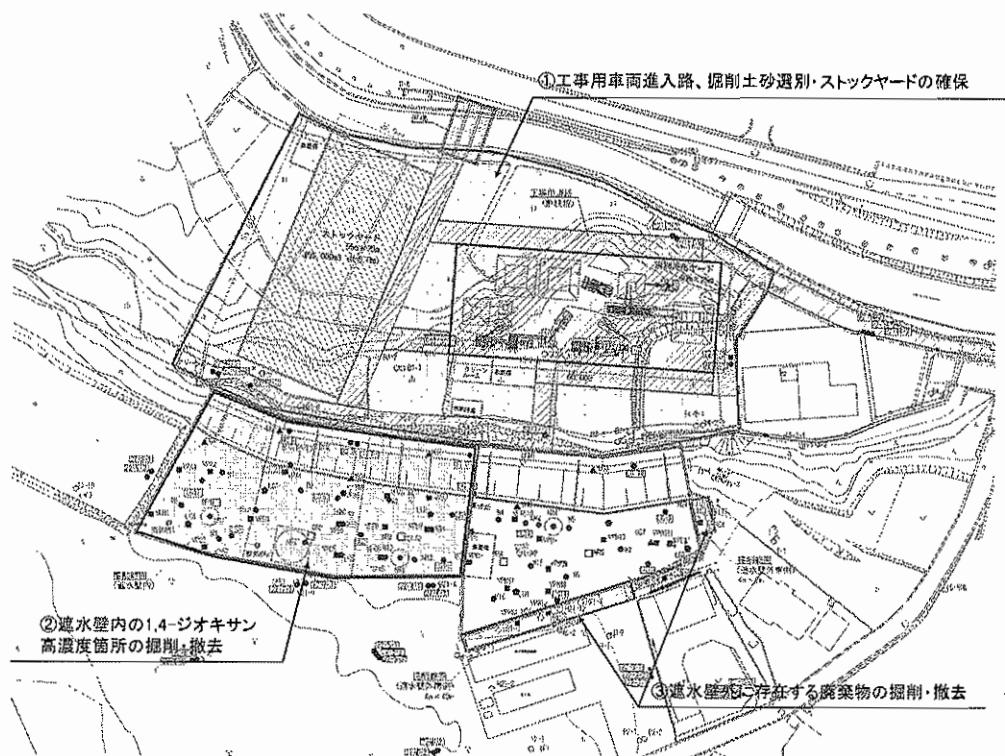


図4-8 恒久対策の概要

(5) 第1次検証・第2次検証の概要

第1次検証・第2次検証における県の対応に関する評価の概要は次のとおりである。

①第1次検証

ア) 初期段階の行政の対応状況

対象事案において産業廃棄物が不法投棄された平成7年度は4名（2班）で全県の各種事案に対応しており、業務の中心は許可施設への立入であった。また、桑名保健所管内では不法投棄や野焼きなど優先すべき懸案を多く抱えており、届出の必要のない施設にきめ細やかな監視活動を実施するだけの十分な時間を確保することはできなかつた。

また、各地域を所管する保健所は、産業廃棄物にとどまらず、浄化槽法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法や一般廃棄物など環境行政全般を担っており、産業廃棄物の監視活動の時間を確保することができなかつた。

さらに、原因者が対象事案の近隣で営んでいた許可施設（管理型施設）は浸出水の処理などの課題を抱え、業許可の期限（平成8年3月31日）が迫っていることもあり、県は、監視活動の時間の大半を許可施設の監視に充てざるをえなかつた。

少なくとも当時の担当職員は通常の注意義務を果たし職務を遂行していたと思われるが、限られた人員のなか、懸案を抱え時間的制約も大きかったことなどの事情を考慮しても、県民からの情報を受け、対象事案に立ち入りながらこれを早期発見に活かせなかつたことは反省すべきである。

イ) 認識後の行政対応

本件不法投棄事案を認識してからは、行政として、地域住民の不安解消や実態把握のため環境調査を実施し、地元自治会、内水面漁業協同組合及び農家組合などの関係機関に説明を行っている。

また、原因者への責任追及（措置命令の発出・産業廃棄物処理業の許可取消）や排出事業者の責任追及の検討を行うとともに、VOCにかかる行政代執行を実施するなど、その責務を果たしており義務違反や権限行使を怠ってはいない。

原因者への費用求償についても、国税滞納処分の手続にとどまらず、民事保全法に基づく仮差押や不当な財産処分について徹底的な調査を実施し、対応策の検討を行っていることは一定の評価ができる。

②第2次検証

ア) 1,4-ジオキサンの汚染判明と判明後の対応

平成21年11月30日の環境基準改正後、汚染状況を速やかかつ段階的に調査したことは妥当である。

また、地下水の汚染判明後は、ボーリング調査など必要な調査を実施し、汚染範囲を確定するとともに、汚染地下水の揚水停止や地元自治会等への情報提供などを行っていることは、対応として迅速かつ適切で、妥当である。

しかし、1,4-ジオキサンは、平成16年3月に要監視項目に指定されており、環境基準改正前に汚染を予見し、汚染状況を把握できなかつたことは、結果的には対応として十分ではなかった。

イ) 原因者への責任追及及び費用求償

汚染地下水の拡散状況や検出濃度から、生活環境保全上の支障を生じるおそれがあると判断し、原因者に対し速やかに措置命令を発出したことは妥当である。

また、原因者に、日々僅かではあるが行政代執行経費を分割納付させていることは妥当であるが、今後も納付が滞らないよう引き続き指導に努めるとともに、原因者の資産の状況を注視し、求償可能なものがあれば速やかに差押え・換価していく必要がある。

ウ) 排出事業者への責任追及

不法投棄発覚時から排出事業者にかかる証拠がないなか、平成19年度及び平成21年度の不法投棄地の掘削により掘り出された産業廃棄物の調査を行っているが、排出者の特定に繋がる情報はなく、排出事業者の責任追及が困難となっていることはやむを得ない。

エ) 1,4-ジオキサンにかかる行政代執行（緊急対策）

現時点での汚染された地下水や土壤の原位置浄化技術の知見が集積されていないなか、まず、地域住民の安全の確保のために、既存の水処理技術を活用し、揚水による汚染拡散防止の緊急対策を講じようとするることは妥当である。

5 個別の行政対応にかかる評価と総合的な評価

対象事案に関して重要と思われる県の対応（3つの論点）について、廃棄物処理法、指導要綱に照らし、次のような視点から、個別の行政対応が適切であったか否かについて調査検討を行った。

【調査検討の視点】

- ・行使すべき権限を行使していたか。
- ・権限の行使が内容や時期において適切であったか。
- ・地元自治体及び地域住民からの苦情、要望に対して適切に対応していたか。

【調査検討結果の記載】

- ・県の対応については、次のように記載し、県の対応への評価は、別紙「個別の行政対応に関する評価の考え方」に基づき表現することとした。

＜記載の方法＞	
論点〇	・・・・・・・・・・・・
＜概要・経緯＞	・・・・・・・・・・・・
＜県の対応への評価＞	・・・・・・・・・・・・

主 要 な 論 点	
論点①	1, 4-ジオキサンにかかる行政代執行（緊急対策）
論点②	排出事業者への責任追及
論点③	原因者への費用求償

【第3次検証における調査検討項目】

第1次検証は、平成9年10月17日（不法投棄発覚）から平成15年4月11日（VOCにかかる行政代執行の水処理施設の竣工）までの主要な論点を調査検討し、行政の対応の評価と再発防止策の提案・提言を行った。

第2次検証では、第1次検証後の行政の対応について、平成22年6月30日（1,4-ジオキサンにかかる措置命令）までの行政の対応と第1次検証における再発防止策の提案・提言の取組状況を調査検討した。

第3次検証では、1,4-ジオキサンにかかる恒久対策を実施するにあたり、第2次検証以後の行政の対応と第1次・第2次検証における再発防止策の提案・提言の取組状況を調査検討することとした。

なお、論点②及び論点③については、第1次・第2次の検証対象期間の取組状況を把握しておくことが第3次検証の適切な評価に繋がるため、適宜、個別の論点において言及することとする。

検証項目		検証対象期間
行政対応について		
第1次	① 初期段階の行政の対応状況について ② 認識後の行政対応について	平成9年10月17日 ～平成15年4月11日
第2次	① 汚染判明までの経緯と判明後の対応について ② 措置命令発出までの原因者等への対応について ③ 原因者等への責任追及・費用求償 ④ 排出事業者への責任追及 ⑤ 1,4-ジオキサンにかかる行政代執行について ⑥ VOCにかかる行政代執行について	平成15年4月12日 ～平成22年6月30日
第3次	① 1,4-ジオキサンにかかる行政代執行(緊急対策) ② 排出事業者への責任追及 ③ 原因者への費用求償	平成22年7月1日 ～平成24年7月31日 *平成22年7月1日 ～平成24年7月31日

* 第1次・第2次検証対象期間の状況を把握したうえで、第3次検証に繋げることとする。

別紙「個別の行政対応に関する評価の考え方」

用語	趣旨	備考
違法 (XXXXX)	<p>【許可】</p> <p>廃棄物処理法及び行政手続法の具体的な規定に違反している場合</p> <p>【規制権限の不行使】</p> <p>廃棄物処理法の趣旨に照らして、規制権限の不行使が違法と評価される場合（判例で確立した概念）</p>	
失当 (××)	違法とまでは認められないが廃棄物処理法の趣旨に照らして、規制権限の行使・不行使が著しく妥当性を欠いている場合	
不適切 (×)	著しく妥当性を欠いているとまでは認められないが、廃棄物処理法の趣旨に照らし、規制権限の行使・不行使が妥当性を欠いている場合	
不十分 (▲)	廃棄物処理法の趣旨に照らし、その対応が妥当でないとまではいえないが、十分ではない場合	法の趣旨から対応すべきであるとまではいえないが、廃棄物行政を所管する部局として対応することが要請されている場合
やむを得ない (△)	廃棄物処理法の趣旨に照らし、その対応が十分であるとはいえないが、対象事案の事情を総合的に勘案すると、やむを得ないといえる場合	
妥当	廃棄物処理法の趣旨に照らし、その対応が適切になされている場合	
適正	廃棄物処理法及び関係法令の具体的な規定に適合する許認可及び規制権限の行使が適切になされている場合	

(注) 廃棄物処理法にとどまらず、関係法令についても、この視点で評価する。

要綱に基づく対応については、要綱が事業者の任意の協力のもとで実施するものであることを考慮して、評価することとする。

(1) 論点① 1,4-ジオキサンにかかる行政代執行（緊急対策）について

<概要・経緯>

【行政代執行までの経緯】

県は、平成22年6月、原因者（㈱七和工業、佐藤敏之及び伊藤誓）から平成22年6月15日付け措置命令を履行できないとの顛末書の提出を受け、平成22年8月、専門委員5名から意見を聴取したところ、「1,4-ジオキサンを含む汚染地下水が拡散し、河川への流出が確認されているため、この生活環境保全上の支障を除去する必要がある」として、①汚染地下水の拡散防止、②汚染地下水の浄化及び③不法投棄された産業廃棄物からの地下水汚染の防止を目標として、(ア) 汚染地下水の拡散防止の「緊急対策」と(イ) 抜本的な「恒久対策」を実施すべきであるとの指摘を受けた。

県は、これを踏まえ、平成22年10月、産廃特措法第4条の規定に基づく実施計画を環境大臣に提出し、平成23年3月に環境大臣の同意を得た。

その後、県は、平成23年3月29日付で、原因者に、行政代執行（緊急対策）として、「1,4-ジオキサンにより汚染された地下水の拡散防止」を講じることを通知した。

【緊急対策の概要】

緊急対策は、①1,4-ジオキサンに汚染された地下水・放流水が嘉例川に流入しないこと、②嘉例川の環境基準が保たれていることを目標とし、遮水壁内の汚染地下水を揚水し、地下水位を周辺地下水位より低く制御することにより、汚染地下水の拡散を防止することとした。

そして、県は、(ア) 平成23年9月から平成24年2月にかけて老朽化した既設水処理施設を補修し地下水の揚水に対応させるとともに、(イ) 平成23年8月から平成24年2月にかけて1,4-ジオキサンの浄化設備（促進酸化設備）を設置し、平成24年3月から、既存水処理施設で下部帶水層から揚水を開始し、その水を1,4-ジオキサンの浄化設備（促進酸化設備）において処理したうえで河川に放流している（平成24年6月からは上部帶水層からも揚水している。）。

また、(ウ) 遮水壁外では、平成24年5月から7月にかけて井戸を掘削し、8月から試運転（掘削井戸からの揚水開始）を開始し、遮水壁外の1,4-ジオキサンにも対処することとしている。

【緊急対策の効果】

平成24年3月から遮水壁内の地下水を揚水することにより、地下水位を周辺地下水位より低く制御できており(図4-7参照)、また、揚水した地下水は、1,4-ジオキサンの浄化設備(促進酸化設備)により環境基準値までの浄化を達成し、嘉例川に放流している(なお、促進酸化設備の除去率は平均95%である。)。

【1,4-ジオキサンのモニタリング】

県は、対象事案における1,4-ジオキサンの汚染状況把握後の平成22年4月から、1回／月の頻度で河川水及び地下水のモニタリング調査を実施しており、平成24年3月から地下水を揚水し地下水位を制御するまで、嘉例川で環境基準を超える1,4-ジオキサンは検出されていない。

<県の対応への評価>

県は、第2次検証で「妥当」と評価したように、1,4-ジオキサンの原位置浄化技術の知見が集積されていないなか、地域住民の安全・安心を確保するため、まず、既存水処理技術による汚染拡散防止対策を講じたことは、「妥当」である。

そして、緊急対策を実施することにより、地下水位を制御し拡散を防止できており、また、揚水した地下水も1,4-ジオキサンの浄化設備(促進酸化設備)により環境基準値までの浄化を達成していることから、緊急対策の効果の観点からも、県の対応は、「妥当」であるといえる。

(2) 論点② 排出事業者への責任追及について

<概要・経緯>

【第3次検証までの経緯】

県は、産業廃棄物の不法投棄が認められた時点で原因者への聞き取り調査や関係書類の調査を実施しているが、排出事業者の特定に繋がる情報はなく、廃棄物処理法第16条違反（不法投棄）にかかる警察当局の捜査においても、排出事業者は特定できていない。

県は、平成19年度及び平成21年度の大口径井戸掘削工事において、対象事案に埋設されている廃棄物を掘削したところ、廃油入りのドラム缶や一斗缶が発見され、廃油からVOCや1,4-ジオキサンが検出された。しかしながら、発見されたドラム缶や一斗缶からは、排出事業者の特定に繋がる情報はなかった。

【第3次検証の経緯】

第2次検証以後は、対象事案に埋設されている廃棄物を掘削することはなく、埋め立てられた産業廃棄物から排出事業者を特定する機会はなかった。

今後、県は、1,4-ジオキサンにかかる行政代執行において、不法投棄された産業廃棄物を一部掘削する計画であることから、これらの産業廃棄物から、排出事業者の特定に繋がる情報はないかを確認する予定である。

<県の対応への評価>

対象事案では、県による調査（聞き取り調査・関係書類調査）、警察当局の捜査及び掘削調査では排出事業者の特定に繋がる情報はなかった。

そのようななか、第2次検証以後は、行政代執行によって埋め立てられた産業廃棄物を掘削することもなく、また、原因者にはすでに必要な調査を実施済であり、これ以上の調査はできなかったと考えられ、県の対応は、「やむを得ない（△）」ものである。

(3) 論点③ 原因者への費用求償について

<概要・経緯>

対象事案では、平成13年6月からVOCにかかる行政代執行を、平成23年8月から1,4-ジオキサンにかかる行政代執行（緊急対策）を実施しており、その経費は、平成23年度までで1,876,763,232円である。

原因者ごとの請求内訳は下表のとおりであり、措置命令発出時期や原因者の急逝などにより個々の請求金額は異なっている。

なお、県は、原因者に自主的な納付を求めるべく、平成21年8月に不法投棄地提供者から、平成22年6月には法人・代表取締役から、分割納付にかかる誓約書を提出させている。

そして、誓約書提出後、法人から90,000円、代表取締役から90,000円、不法投棄地提供者から123,000円が自主的に納入されている（第2次検証後は、合計224,000円である。）

これまで、法人・個人に請求した金額は次のとおりであり、平成23年4月に代表取締役が急逝したことにより、法人から取締役全員がいなくなっている（なお、法人は、許可取消後、事業活動をしていない。）。

原因者名	請求金額
法人	1,583,629,469円（平成12年度分～平成21年度分）
代表取締役	1,537,287,719円（平成13年度分～平成21年度分）
不法投棄地提供者	1,830,421,482円（平成13年度分～平成23年度分）

<県の対応への評価>

行政代執行に要した経費は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第6条の規定により、国税の滞納処分の手続によることとされており、具体的には、国税徴収法（昭和34年法律第147号）の規定に基づき、原因者から強制的に徴収するものである。

また、国税徴収法の規定に基づき徴収する債権については、行政に裁量は認められない。差押・換価できる財産があれば、躊躇なくこれを差し押さえ換価すべきであり、特段の事情が認められないかぎり違法になる。

対象事案では、行政代執行に要した経費は1,876,763,232円であり、原因者から3,527,813円が納入されている（差押・換価手続による強制徴収2,949,101円を含む。）。

第2次検証後、県は、分納誓約書を提出した原因者に引き続き自主的な納付を求め、原因者から224,000円が自主的に納入されている。

しかしながら、平成19年11月までに実施した財産調査では、原因者に預貯金や出資金が認められているにもかかわらず、差押・換価をしていない。

おそらく、原因者の預貯金や出資金が少額であったことから、差押・換価をしなかったものと考えられるが、原因者に財産（特にすぐに換価できる債権）が認められれば、躊躇なく差し押さえ換価すべきである。

県は、原因者から分割納付の誓約書の提出を受け、自主的な納付を認めてきたなかで、強制徴収を実施すれば、自主的な納付が期待できなくなると危惧し、強制徴収まで踏み込めなかったものと思料される。

仮に、原因者の預貯金や出資金が少額であることから差押・換価しなかったのであれば、定期的に財産調査を実施し、その状況を把握すべきであるが、県は、平成19年11月に財産調査を実施してから、平成23年6月まで財産調査を実施しておらず、平成23年6月の財産調査も原因者すべてに実施したものではない。

また、県は、対象事案の費用求償に繋げるため、毎年7月、原因者の収入状況調査を実施し、原因者の収入を把握しながら、原因者への費用求償に繋げていない（納付交渉をした事実がほとんど認められない。）。

原因者は、産業廃棄物を不法投棄し、長期に渡って、地域住民に不安を与え続け、県は莫大な公費を投入していることからすれば、引き続き自主的な納付を認めるにしても、原因者と納付交渉をして、その収入に応じた納付となるようにするとともに、差押・換価できる財産は躊躇なく差し押さえるべきである。

県は、適切な権限を行使せず、自主的な納付に任せており、県の対応は、「不適切（×）」である。

なお、平成23年4月、代表取締役が急逝したことから、平成23年6月及び10月に財産調査を実施したところ、代表取締役に預貯金が認められた。

しかし、故人（代表取締役）に財産があっても、国税徴収法に基づきこれを徴収することはできないことから、県は相続人と交渉し（代表取締役の預貯金額を限度とする）債務引受契約を締結し、行政代執行経費の一部として弁済させた。

県は、国税徴収法に基づく権限を行使しても徴収できないなかで、行政代執行経費の一部でも徴収すべく相続人と交渉し債務引受契約を締結しており、担当職員の課題解決力は評価できるものである。よって、相続人と債務引受契約を締結した点については、県の対応は、「妥当」である。

表5-1 代執行経費の回収状況

被命令者	回収区分	対象	日付(年度)	差押・換価の状況	回収額	備考
法人	強制徴収	土地	H13.10.9	土地差押(山林:公簿面積29,705m ²)	-	
			H14.9.4	公売	2,700,000円	
		ゴルフ会員権	H13.12.4	ゴルフ会員権差押(預託金700万円)	-	据置期間中のため、換価不可。
			H18.7.11	換価(民事再生法計画に基づく配当)	172,200円	
	任意(分納)	平成22年度	平成22年6月～平成23年3月		90,000円	平成23年4月、(株)七和工業 代表取締役 佐藤敏之死亡より分納停止
代表取締役	強制徴収	預金	H19.4.4	預金差押(26,901円)	-	
			H19.4.4	預金換価	26,901円	
		出資金	H19.3.22	出資金差押(50,000円)	-	
			H24.4.4	出資金換価	50,000円	
	任意(分納)	平成22年度	平成22年6月～平成23年3月		90,000円	平成23年4月、(株)七和工業 代表取締役 佐藤敏之死亡より分納停止
	任意(債務引受け)	平成24年度	故代表取締役 預貯金		275,712円	債務引受け契約による相続人よりの納付
従業員 (不法投棄地提供者)	強制徴収	土地	H15.2.7	土地差押(山林:公簿面積1,937m ² 、持分2/3)	-	不法投棄地及びその隣接地であるため、現時点では公売・換価不可
		土地	H15.2.7	土地差押(田:公簿面積551m ²) → 土地区画整理により換地(畠:公簿面積800m ²)	-	
	任意(分納)		平成21年度	平成21年8月～平成22年3月	24,000円	
			平成22年度	平成22年4月～平成23年3月	36,000円	
			平成23年度	平成23年4月～平成24年3月	49,000円	
			平成24年度	平成24年4月～	14,000円	
			回収総額		3,527,813円	

表5-2 求償に関する経緯

平成13年 8月31日	代執行経費(平成12年度分:測量業務費)の請求(法人)
平成13年10月 4日	代執行経費(平成12年度分:地質調査費)の請求(法人)
平成13年10月 9日	法人の財産(山林)差押
平成13年11月13日	代執行経費(平成12年度分:基本設計費)の請求(法人)
平成13年12月 4日	法人の財産(ゴルフ会員権)差押
平成14年 3月28日	法人の差押財産(山林)の公売(第1回)
平成14年 8月28日	法人の差押財産(山林)の公売(第2回)
平成14年 9月 4日	法人の差押財産(山林)の公売決定
平成14年11月26日	代執行経費(平成13年度分)の請求(法人、代表取締役、不法投棄地提供者)
平成15年 2月 7日	不法投棄地提供者の財産(山林・田)の差押
平成15年 6月10日	代執行経費(平成14年度分)の請求(法人、代表取締役、不法投棄地提供者)
平成15年 9月18日	代執行経費(産業廃棄物埋立税)の請求(法人、代表取締役、不法投棄地提供者)
平成16年 6月 8日	代執行経費(平成15年度分)の請求(法人、代表取締役、不法投棄地提供者)
平成17年 6月14日	代執行経費(平成16年度分)の請求(法人、代表取締役、不法投棄地提供者)
平成18年 6月15日	代執行経費(平成17年度分)の請求(法人、代表取締役、不法投棄地提供者)
平成18年 7月11日	法人の差押財産(ゴルフ会員権)の換価
平成19年 3月22日	代表取締役の財産(出資金)の差押
平成19年 4月 4日	代表取締役の財産(預金)の差押
平成19年 8月 8日	代執行経費(平成18年度分)の請求(法人、代表取締役、不法投棄地提供者)
平成20年10月17日	代執行経費(平成19年度分)の請求(法人、代表取締役、不法投棄地提供者)
平成21年 6月29日	代執行経費(平成19年度及び平成20年度分)の請求(法人、代表取締役、不法投棄地提供者)
平成21年 8月28日	不法投棄地提供者 分納誓約書提出(H21.8.28から支払い開始)
平成22年 6月 3日	代執行経費(平成21年度分)の請求(法人、代表取締役、不法投棄地提供者)
平成22年 6月11日	法人・代表取締役 分納誓約書提出(H22.6.16から支払い開始)
平成23年 4月15日	代表取締役死亡
平成23年 6月 3日	代執行経費(平成22年度分)の請求(不法投棄地提供者)
平成24年 4月 4日	代表取締役の財産(出資金)について換価
平成24年 6月 4日	代執行経費(平成23年度分)の請求(不法投棄地提供者)
平成24年 7月20日	代表取締役の相続人と債務引受け契約締結・収納

(4) 県の対応に関する総合的な評価

対象事案は、VOCにかかる行政代執行終了後、平成21年11月30日付け環境省告示で、1,4-ジオキサンの環境基準が定められたことにより、県が汚染状況調査を実施したところ、1,4-ジオキサンによる地下水汚染が認められた事案である。

1,4-ジオキサンについては、地下水・公共用水域の環境基準が設定されたばかりで、緊急対策を実施するときには、環境基準を達成するための排水基準や地下水浄化基準は定められておらず、また、廃棄物の埋立基準に関する規制も整備されていないなか、担当職員は、1,4-ジオキサンの浄化技術を調査し、学識経験者の意見を踏まえ、緊急対策の工法を検討しており、担当職員が苦慮していたことは窺い知れるところである。

しかしながら、対象事案は、産業廃棄物の不法投棄事案であり、第1次検証では、県の対応は必ずしも十分でないと指摘されたところである。

対象事案は、すでに約20億円の公金を投入しており、その正当性を担保するためにも、原因者の責任追及、つまり、費用求償を厳格に実施することが重要である。

このことについては、第3次検証において、行政の対応に十分でないところも認められており、今後は、より一層の原因者の責任追及に取り組まれたい。

また、対象事案では、これまで排出事業者の特定に繋がる情報はなかったが、今後、恒久対策で廃棄物を掘削するときに、掘削した廃棄物から排出事業者を特定できないか、今一度、調査を実施されたい。

今後は、地域住民の安全・安心の確保に繋がる恒久対策を実施していく必要があり、担当職員の真摯な取組が期待されるところである。

6 第3次検証における再発防止策の提案・提言

対象事案では、第1次検証・第2次検証で再発防止策を提案・提言しており、この提案・提言に着実に取り組むことが対象事案の再発防止に繋がるものである。第3次検証では、産廃特措法改正法案の附帯決議を踏まえ、第3次検証の論点で課題が認められた『費用求償』について、次のとおり、提案・提言することとする。

① 実効性のある費用求償に繋がる進捗管理

～財産調査台帳（財産調査データベース）作成による進捗管理～

産業廃棄物の不適正処理事案では、納入通知（納入通知年月日、納期限、納入額及び納入義務者）、督促（督促年月日及び納期限）、収入年月日、収入済額及び収入未済額を記載した『税外収入徴収台帳』を作成し、債権を管理している。

しかしながら、これまで実施した財産調査や収入状況調査の一覧表を作成していなかったことから、定期的な財産調査（金融機関調査）に繋がらず、結果的に、差押可能財産（銀行口座）が差押・換価されないままになり、また、原因者の収入状況調査が納付交渉に繋がっていなかった。

今後は、『財産調査台帳（財産調査データベース）』を作成し、定期的に財産調査や収入状況調査を把握するとともに、実効性のある費用求償に繋げていく必要がある。

また、管理職員（担当職員を指揮し組織の運営を担当する者。担当副課長を含む。）は、『税外収入徴収台帳』、『財産調査台帳（財産調査データベース）』に基づきその進捗を管理し、担当職員に的確な助言と必要な支援をしていくことが求められる。

② 費用求償手続に精通した人材の育成と税務部局との連携

行政代執行に要した経費は、行政代執行法第6条の規定により、国税の滞納処分の手続により徴収する必要があるが、産業廃棄物の不適正処理事案を担当する職員は、必ずしも国税徴収手続に精通しているわけではなく、効果的な費用求償を実施していくためには、費用求償手続に精通した人材の育成と差押え、質問検査及び捜索手続に精通している税務部局との連携が必要である。このことは、「行政処分の指針について（通知）」（平成17年8月12日付け環廃産発第050812003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）第10の3（5）でも指摘されているところである。

県（環境部局）では、税務部局職員の助言を受けながら、原因者の財産調査、捜索及び差押手続を進めているところであるが、的確な費用求償に繋げていくためには、費用求償手続に精通した人材の育成が必要である。

今後は、個別事案にとどまらず、人材育成の観点からも税務部局と連携を進める必要がある。たとえば、担当職員が徴収事務研修を受講できる仕組みを構築し、また、税務部局職員を講師に招いた勉強会を開催することもその方法のひとつである。

さらに、担当職員に民間企業主催の滞納整理研修や債権管理研修を受講する機会を確保するとともに、担当職員はこれを積極的に受講し、その知識を組織で共有するなど組織力の向上にも繋げるべきである。

③ 意欲的に費用求償に取り組む人材の育成と管理職員の積極的な関与

～費用求償プロセスの評価と組織力による費用求償の実施～

産業廃棄物の不適正処理事案では、行政代執行により生活環境保全上の支障又はそのおそれを除去し環境を修復することも重要であるが、行政代執行による公金支出の正当性を担保し、事業者による産業廃棄物の不適正処理を未然に防止するためには、厳格かつ適正な費用求償が必要である。

しかしながら、産業廃棄物の不適正処理事案では、産業廃棄物の不適正処理が確認されてから行政代執行を実施するまでに、原因者が事業活動を終了し、また、資力がなくなるなど、費用求償が困難になっている事案も認められるところである（全国的にみれば、意図的な財産隠しがなされる事案もある。）。

また、担当職員が膨大な財産調査や収入状況調査を実施し原因者と粘り強く納付交渉を続けても徒労に終わることも少なくなく（対象事案では、金融機関調査、証券会社調査、生命保険調査及び固定資産調査は合計で約600件実施しているが、換価できたのは、土地1筆、ゴルフ会員権1枚、預金及び出資金76,901円である。）、原因者から徴収できたとしても、行政代執行経費と比較すれば僅かである。

このようななか、費用求償担当職員は、原因者からの不当な非難を受けることもあいまって、ともすれば費用求償業務に消極的になりやすく、事実、年度によって、対象事案における費用求償（財産調査、収入状況調査、差押又は換価）の程度には差が認められる。

全国的にみれば、産業廃棄物の不適正処理事案における費用求償が困難ななか、国税徴収法にとどまらず様々な法律を駆使し、また、新たな判例を確立しながら原因者から徴収していることも事実であり、担当職員が意欲的に費用求償業務に取り組み、課題解決能力を発揮して実効性ある費用

求償に繋げていくことが重要である。

そのためには、四日市市内山事案で提案・提言した再発防止策（「法務能力の向上と課題解決力を備えた人材育成」）を着実に実施するとともに、管理職員が、徴収額だけではなく費用求償プロセスを適切に評価することが重要であり、それにより、意欲的な人材育成がなされるのである。

さらに、担当職員に任せきりにせず、管理職員が担当職員と問題意識を共有し、担当職員は個々の課題に、管理職員は全体方針の策定に取り組むなど組織力を最大限に發揮して課題の解決に繋げるべきである。

④ 費用求償手続マニュアルの作成

対象事案では、これまで実施した財産調査・収入状況調査の結果が的確に管理されておらず、結果的に、差押可能財産が差押・換価されないままになり、また、原因者の収入状況調査も納付交渉に繋がっていなかった。

原因者への費用求償は、すべての産業廃棄物の不適正処理事案に共通する課題であり、実効性のある費用求償に繋げていく必要がある。

そのためには、四日市市内山事案で提案・提言した再発防止策（「厳格かつ適正な費用求償の実施」）に基づき、費用求償手続マニュアルの作成を、担当職員だけでなく管理職員も積極的に関わり、早急に進める必要がある。

また、前述したとおり、全国的にみれば、産業廃棄物の不適正処理事案における費用求償が困難ななか、国税徴収法にとどまらず様々な法律を駆使し、新たな判例を確立しながら原因者から徴収している事例もあることから、先進自治体の取組を詳細に調査し、手続マニュアルに盛り込んでいくことも重要である（全国自治体連携会議で、各地方公共団体の費用求償の取組状況を把握しておくことも必要である。）。

⑤ 維持管理積立金の積立状況の的確な把握

対象事案は、原因者が産業廃棄物処理施設を経営しながら、一部は、施設の延命を目的として、対象事案に産業廃棄物を不法投棄したものである。よって、施設設置者が適正に施設を維持管理できるように所要の措置を講じることが必要である。

廃棄物処理法では、最終処分場の施設設置者に、埋立処分終了後の施設の適正な維持管理を確保するため、廃棄物処理法第15条の2の3において準用する同法第8条の5第1項の規定に基づき、埋立終了後の維持管理に要する費用を埋立期間中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立てておくことを義務づけている。

もし、施設設置者が維持管理積立金を積み立てられなくなれば、埋立終

了後に適切に施設が維持管理されなくなり、ひいては、生活環境保全上の支障又はそのおそれが生じることとなる。

よって、県は、維持管理積立金の積立状況を的確に把握するとともに、維持管理積立金が積み立てられなくなっている施設設置者については、その経理的基礎を調査し、適正に維持管理積立金を積み立てるよう必要な措置を講じさせる必要がある（長期に渡り維持管理積立金が積み立てられなくなっている場合には、許可取消を視野に入れるべきである。）。

7 再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価

対象事案における委員会からの再発防止策の提案・提言について、提案・提言ごとに、次のような視点から、県が取り組んでいる再発防止策の取組が妥当であるかどうか調査検討を行った。

【調査検討の視点】

- 委員会の提案・提言の趣旨に沿って再発防止策に取り組んでいるか。
- 実施期間（委員会の提案・提言に取り組む期間）に見合った再発防止策となっているか。
- 再発防止策の取組が成果に繋がっているか。

【検証すべき再発防止策の提案・提言】

検証項目	検証対象期間 (再発防止に取り組む期間)
再発防止策の取組状況 第3次検証 【第1次検証の提案・提言】 ① 監視・指導体制の充実 ② 積極的な情報収集 ③ 職員の職務能力の向上 ④ 市町村職員・森林組合職員に対する学習機会の確保 【第2次検証の提案・提言】 ① 要監視項目に関する情報収集及び汚染状況の把握 ② ホームページ活用による即時性をもった情報提供	平成22年9月11日 ～平成24年7月31日

* 第1次検証の提案・提言については、第1次検証後(平成16年12月21日)からの取組も踏まえながら検証を進めることとする。

【調査検討結果の記載】

○再発防止策の取組状況については、次のように記載し、再発防止策の取組状況の評価は、別紙「再発防止策の取組状況に関する評価の考え方」に基づき表現することとした。

〔記載の方法〕
提案・提言〇
<再発防止策の取組状況>
<再発防止策の取組状況の評価>

別紙「再発防止策の取組状況に関する評価の考え方」

用語	趣旨	備考
失当 (×)	提案・提言の趣旨に沿った再発防止策にほとんど取り組んでいない場合	
不十分 (△)	提案・提言の趣旨に沿った再発防止策への取組が十分ではない場合 ① 一時的（限定的）である場合 ② 手法・手段が妥当でない場合 ③ 改善すべき点が認められる場合 ④ さらなる取組が必要な場合	
妥当 (○)	提案・提言の趣旨に沿った再発防止策に計画的に取り組んでおり、その手法・手段も妥当である場合	再発防止策に計画的に取り組んでおり、それが一定の成果に繋がっている場合

(1) 第1次検証における再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価

対象事案では、①監視・指導体制の充実、②積極的な情報収集、③職員の職務能力の向上、④市町職員・森林組合職員に対する学習機会の確保が課題とされていることから、かかる観点から、再発防止策の取組状況を検証・評価することとする。

提案・提言① 監視・指導体制の充実

より積極的な環境行政を展開すべく、産業廃棄物行政に携わる職員を充実させ、きめ細やかな監視・指導活動を図ること。

<再発防止策の取組状況>

【第1次検証までの取組】

対象事案において産業廃棄物が不法投棄された平成7年度は、4名（2班）の監視・指導担当職員で全事案に対応しており、十分な監視活動を実施するには困難な組織・人員であったことから、平成16年12月、対象事案の調査検討報告書において、監視・指導体制を充実すべきであると指摘したところである。

県では、すでに監視・指導体制の充実に取り組んでおり、平成14年度から産業廃棄物の監視・指導を所管する組織を設け、担当職員も4名から16名に増員するなど、組織・人員を充実させてきた。

これにより、対象事案で産業廃棄物の不法投棄が認められた平成7年度は、監視対象施設数500に対して、立入検査件数2,821、行政指導件数282であったが、平成16年度には、監視対象施設数609に対して、立入検査件数3,343、行政指導件数1,231と、監視対象施設数と立入検査件数と比較して、行政指導件数が大幅に伸びており、きめ細やかな監視活動に繋がっている。

【第1次検証後の取組】

<組織・人員>

県は、第1次検証後、平成17年度には警察職員5名を警察職員5名・警察OB5名に、平成18年度には県職員9名を10名に増員し、組織・人員を充実させ、平成23年度から、各地域の不適正処理事案に対処する地域指導グループと広域的で悪質・深刻な事案に対処する広域指導グループに再編し、機動的な対応ができるような体制を整備している。

<監視活動の充実>

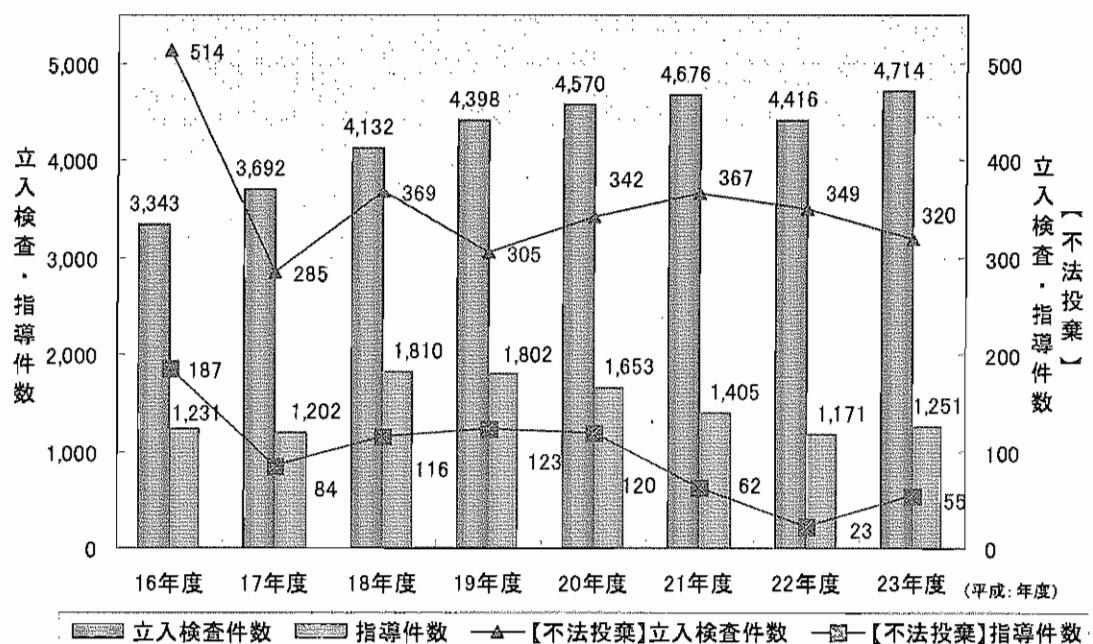
また、立入検査件数は、平成16年度から平成23年度にかけて堅調に伸びており、指導件数も1,171～1,810で推移するなど、県は、産業廃棄物の不適正

処理の未然防止の観点から充実した監視活動を実施している（平成16年度と平成23年度を比較すると、監視対象施設数はほぼ横ばいであるのに対して、立入検査件数1.4倍である。）。

なお、対象事案は不法投棄事案であり、その再発防止には不法投棄事案の監視活動を充実させることが重要である。

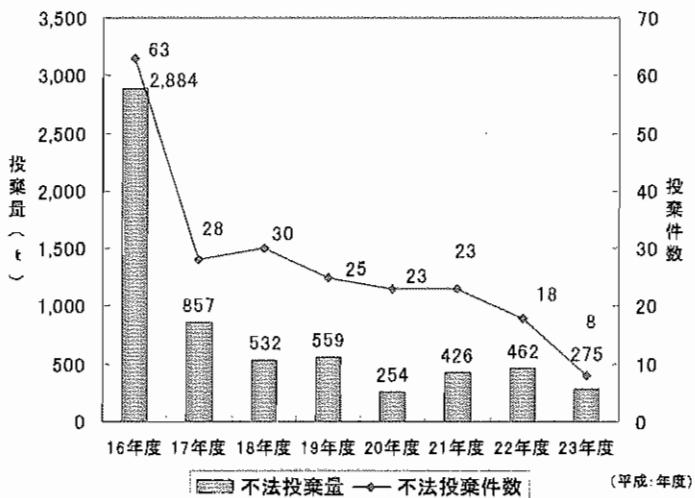
産業廃棄物の不法投棄は年々減少しているが、毎年の不法投棄に関する立入検査件数は平均で300を超えるなど、産業廃棄物の不法投棄の未然防止に積極的に取り組んでいる（指導件数は平均90程度である。）。

【立入検査・指導件数の推移】



	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
立入検査	3,343	3,692	4,132	4,398	4,570	4,676	4,416	4,714
違反件数	1,283	1,273	1,900	1,791	1,679	1,416	1,227	1,356
行政指導件数	1,231	1,202	1,810	1,802	1,653	1,405	1,171	1,251
改善・措置命令	8	15	13	5	3	2	3	3
停止・取消処分	4	2	2	1	2	4	3	6
始末書提出	11	16	17	20	14	14	14	23
文書指導	29	24	54	84	59	54	41	81
産廃施設数	609	564	609	605	590	587	596	594

【不法投棄件数・不法投棄量】



※不法投棄量は小数点以下四捨五入。

また、県では、悪質事案を重点的に監視するため防災ヘリ・県警ヘリによるスカイパトロールを実施し、平成20年度からは監視カメラによる不法投棄や不適正処理の未然防止に、平成21年度からは民間警備会社による監視パトロールに取り組んでいる。

<新たな取組>

①民間警備会社による監視パトロール

産業廃棄物の不法投棄や不適正処理を未然に防止するためには、早朝・夜間及び休日の監視パトロールを充実させる必要があることから、県では、平成21年度、新たに、民間警備会社に監視パトロールを委託し、不法投棄を32事案発見した。

平成23年度には、平成21年度の結果を検証し、施設又は事業所の巡回監視に重点をおいた監視パトロールを実施し、不法投棄・不適正処理を11事案発見している。いずれも、一般廃棄物にかかる事案については市町に情報を提供し、産業廃棄物事案については、県において対応している（平成23年度の産業廃棄物の不法投棄・不適正処理事案は11事案中8事案は対応済である。）。

<民間警備会社による監視パトロールの概要>

年度	時期	内容
21年度	平成22年 1月～平成22年 3月	休日・平日夜間の巡回監視
23年度	平成23年 7月～平成23年12月	施設又は事業所の巡回監視
	平成23年12月～平成24年 3月	桑名市源十郎新田事案の監視パトロール
24年度	平成24年 4月～平成25年 3月	施設又は事業所の巡回監視

<監視パトロールの成果>

	21年度			23年度					
	1月	2月	3月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
監視件数	197 件	416 件	385 件	33 件	314 件	345 件	315 件	175 件	37 件
不法投棄件数	13 件	8 件	11 件	0 件	3 件	5 件	2 件	1 件	0 件

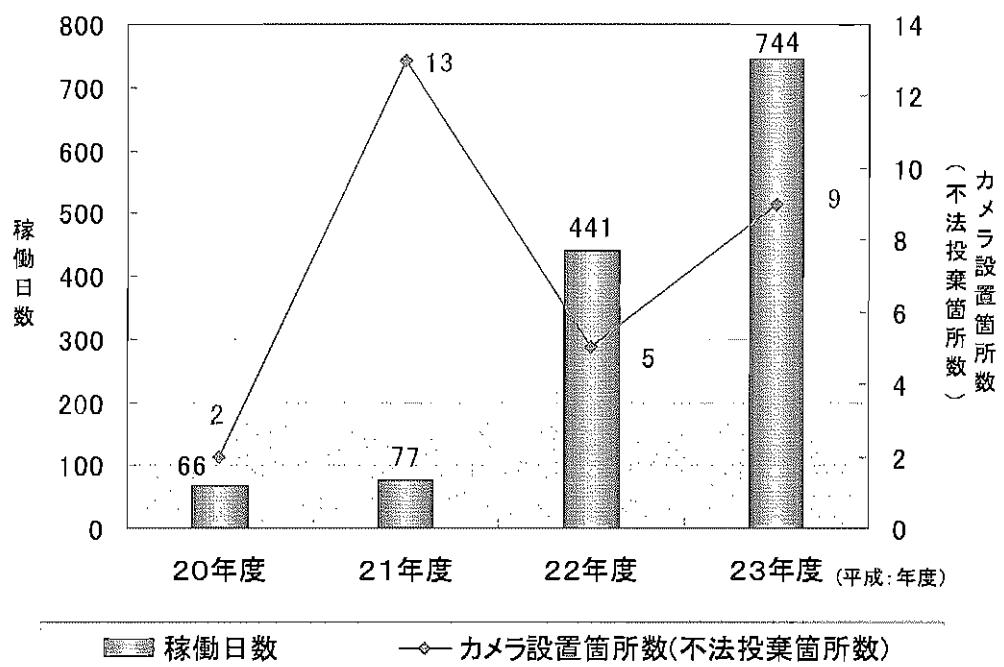
②監視カメラによる不法投棄・不適正処理の未然防止・早期発見

県は、平成19年度から、監視カメラによる不適正処理や不法投棄の未然防止・早期発見に取り組んでおり、平成19年度と平成21年度に監視カメラを1台、平成23年度に監視カメラ（特殊カメラ）5台を購入し、これまで合計29箇所に設置してきた。

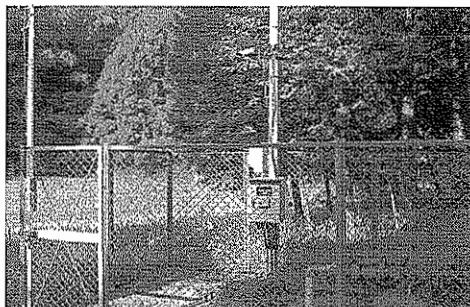
なお、平成20年度と平成21年度は、要望、苦情又は通報のあった箇所に重点的に監視カメラを設置し、平成22年度からは、要望、苦情又は通報にとどまらず、通常の監視活動における事実を把握する手段としても監視カメラを活用している。また、平成23年度には監視カメラ（特殊カメラ）を導入するなど、より積極的な監視カメラの運用に取り組んでおり、これにより、年々、平均設置日数も伸びてきている。

その結果、24事案に不法投棄防止効果が、5事案に産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の早期発見効果が認められるなど、一定の成果に繋がっている。

監視カメラの運用状況



【設置作動中の監視カメラと通報映像】



<監視カメラによる抑止効果・早期発見効果>

		20年度	21年度	22年度	23年度
抑止効果	カメラ設置箇所数	2	13	5	9
	不法投棄防止件数	2	13	4	5
早期発見	搬入	0	0	1	3
	搬入の疑い	0	0	0	1

<再発防止策の取組状況の評価>

県は、平成 7 年度から平成 24 年度にかけて監視指導担当職員を 4 名から 20 名まで増員し、平成 14 年度からは産業廃棄物の監視・指導を所管する組織を設けるなど、組織・人員を充実させている。

これにより、対象事案で産業廃棄物の不法投棄が認められた平成 7 年度は、産廃施設数 500・許可業者数（中間処理・最終処分）119 に対して、立入検査件数 2,821、行政指導件数 282 であったが、平成 23 年度には、産廃施設数 594・許可業者数（中間処理・最終処分）268 に対して、立入検査件数 4,714、行政指導件数 1,251 と、監視対象施設数・許可業者数と立入検査件数と比較して、行政指導件数が大幅に伸びており、きめ細やかな監視活動に繋がっている。（平成 7 年度比較で、産廃施設数・許可業者数 1.4 倍に対して、立入検査数 1.7 倍、行政指導件数 4.4 倍となっている。）。

また、民間警備会社による監視パトロールの不法投棄発見件数は、平成 21 年度 32 件、平成 23 年度 11 件の合計 43 件であり、平成 23 年度の 11 件中 8 件は対応済である。また、平成 20 年度から平成 23 年度に設置した監視カメラにより、不法投棄防止効果が認められた事案が 24 件あり、また、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の早期発見に繋がった事案が 5 件あるなど、新たな取組も着実に成果に繋がってきている。

県は、きめ細やかな監視活動を実施し、新たな取組も一定の成果に繋がっており、県の対応は、「妥当（○）」である。

提案・提言② 積極的な情報収集

受動的な情報収集だけでなく、より積極的に住民の皆さんから情報を収集すること。

＜再発防止策の取組状況＞

県では、平成9年度から『廃棄物ダイヤル110番』を、平成11年度から『廃棄物ファックス110番』を設置し、幅広く、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理に関する情報を収集する仕組みとし、全事案の進捗を管理するため、『受付簿』を作成している。

そして、毎年全国的に実施されている『全国ごみ不法投棄監視ウィーク』において、不法投棄防止・廃棄物ダイヤル110番に関する街頭啓発活動を実施し、幅広く不法投棄や野外焼却の情報提供を求めるとともに、その周知を行っている。

また、県は、平成23年度から、市町から推薦のあった団体に、啓発資材（腕章・ステッカー）を配布し、地域住民による不法投棄の早期発見・未然防止と産業廃棄物の不法投棄の防止に関する意識向上にも取り組み、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理に関する情報を積極的に収集できるようにしている。

なお、『全国ごみ不法投棄監視ウィーク』には、街頭啓発活動にとどまらず、監視パトロール出発式、不法投棄監視活動に取り組む地域団体への啓発資材の配布式を実施するとともに、スカイパトロール、隣接する自治体との産業廃棄物収集運搬車両の路上検査や休日監視を実施している。

【全国ごみ不法投棄監視ウィーク街頭啓発活動】



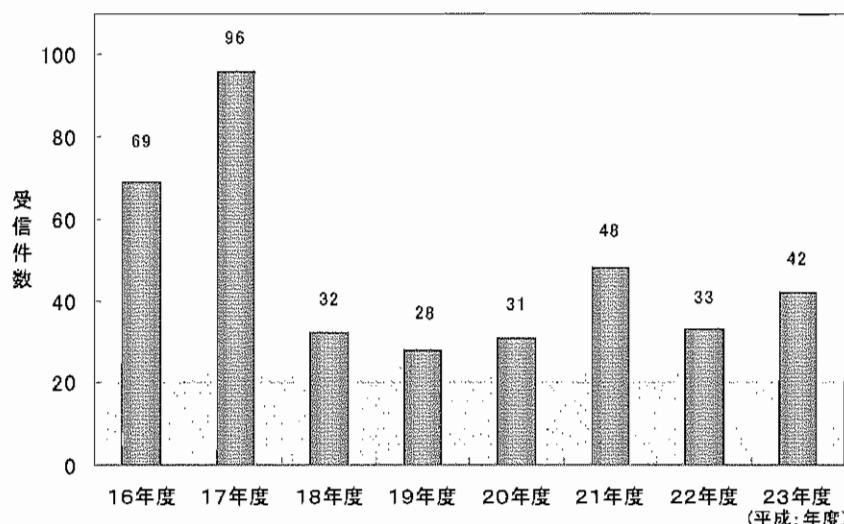
<不法投棄監視活動に取り組む地域団体への支援>

	団体名	啓発資材配布式
23年度 (3団体)	川島地区環境パトロール隊(四日市市) 鈴鹿市自治会連合会(鈴鹿市) 伊賀南部一般廃棄物処理協同組合(名張市)	平成 23 年 5 月 30 日
24年度 (3団体)	櫛形地区自治会連合会(津市) 青蓮寺区自治会(名張市) 大安町南金井自治会(いなべ市)	平成 24 年 5 月 30 日

さらに、県では、平成 23 年度から、県民の情報提供や相談について『県民相談簿』を作成し、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理への的確な対応に取り組み、その処理状況を把握している。

この『県民相談簿』には、通報者、通報年月日、対応者、通報区分とともに通報内容と対応状況（これまでの対応と今後の対応）が記載され、処理結果（処理済・継続中・未処理）が明確にされていて、『県民相談受付簿一覧表』で全事案の進捗管理ができるようになっている（81 事案のうち 79 事案が解決しており、2 事案についても、事実確認中又は改善指導中である。）。

廃棄物ダイヤル 110 番受信件数の推移



	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
廃棄物ダイヤル 110 番	69	96	32	28	31	48	33	42
廃棄物ファックス 110 番	9	10	1	0	8	1	0	0

※ 一つの通報で複数の内容申し立てがあり、実ダイヤル数よりも多い。

<再発防止策の取組状況の評価>

県は、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理に関する情報を『廃棄物ダイヤル110番』及び『廃棄物ファックス110番』による情報収集の仕組みを構築し、毎年『全国ごみ不法投棄監視ウィーク』には、不法投棄防止・廃棄物ダイヤル110番に関する街頭啓発活動を実施し、積極的に不法投棄や野外焼却の情報収集を行っている。

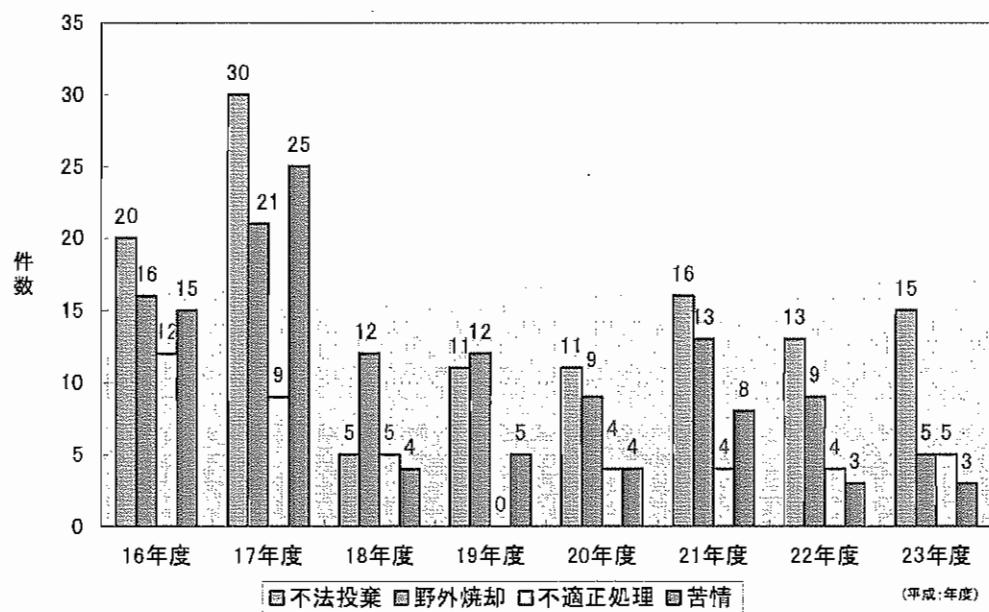
また、平成23年度から、不法投棄監視活動に取り組む地域団体への支援を通じて、より積極的な情報収集の仕組みの構築に取り組んでいる。

なお、県は、平成23年度から『県民相談簿』の作成に取り組み、平成23年度に県民から情報提供や相談のあった81事案のうち79事案は解決しており、2事案についても、事実確認中又は改善指導中であり、県は、的確に県民からの情報提供に対応している。

県は、県民からの情報に的確に対応できる仕組みを構築し、これを定期的に広報することで、積極的な情報収集に努めており、県の対応は、「妥当(○)」である。

近年、通報件数は減少傾向にあるが、その大部分を占める不法投棄件数や野外焼却件数が減少していることによると思われる。

廃棄物ダイヤル110番の内訳（平成16年度～平成23年度）



提案・提言③ 職員の職務能力の向上

- ア) 職員の職務能力の向上のため、各種研修会等の受講や学習機会を確保すること。
- イ) OJT などの実践的職場研修を充実し、現場対応職員の職務能力をより高めること。

<再発防止策の取組状況>

【職員研修の実施（人材育成）】

県は、廃棄物行政を担当する職員の職務能力を向上させるため、講演会として、平成19年度から平成22年度まで、分野勉強会を10回開催し、また、廃棄物処理法や三重県産業廃棄物の適正な処理に関する条例など、所管する法律・条例の勉強会を平成21年度と平成22年度に1回ずつ開催している。

また、平成24年3月には、四日市市内山事案の行政検証を踏まえて、廃棄物行政担当者研修を開催し、平成24年4月には、監視・指導課業務基本研修（新任廃棄物監視・指導課員オリエンテーション・8日間）として、新任職員に、廃棄物処理法研修、監視・指導実務研修、立入検査マニュアル研修、事務処理マニュアル研修や再発防止研修（行政検証研修）を実施している。

また、重要事案や廃棄物処理施設の定期検査など個別課題については、適宜、担当職員による勉強会や現地研修を開催するなどより実践的な研修（OJT）を行っている。

【研修の受講機会確保（自己研鑽）】

さらに、県は、担当職員が環境省や公共団体が実施している実践的な研修（産業廃棄物対策研修、廃棄物・リサイクル基礎研修等）や廃棄物行政に関する連絡会議等を受講する機会を確保するとともに、担当職員に産業廃棄物の不適正処理事案の事例発表を行わせるなど担当職員の自己研鑽にも努めている。

◎研修・連絡会議の参加状況と参加人数

	21年度		22年度		23年度		24年度	
	研修	連絡会議	研修	連絡会議	研修	連絡会議	研修	連絡会議
廃棄物・リサイクル課	18回	6回	17回	8回	21回	7回	-	3回
	22人	8人	22人	14人	20人	6人	-	4人
廃棄物監視・指導課	4回	4回	4回	6回	5回	6回	-	3回
	12人	6人	6人	15人	11人	9人	-	5人
廃棄物適正処理PT	9回	3回	4回	1回	1回	1回	-	-
	15人	7人	8人	1人	3人	2人	-	-
合計	31回	13回	25回	15回	27回	14回	-	6回
	49人	21人	36人	30人	34人	17人	-	9人

※所属名は平成24年度の名称であり、平成24年度は6月末の実績

【OJTによる人材育成】

県は、監視指導業務の経験のある職員が新任職員とともに監視活動を実施することで、OJTによる新任職員の人材育成を実施している。

また、平成23年度から、廃棄物監視・指導課では全職員で毎朝ショートミーティングを実施し、個々の職員が直接かかわっていない事案の対応方法や判断基準の共有だけにとどまらず、職員の“経験知”も職員全体で共有し、職員全員の問題意識や危機意識を醸成している。

また、廃棄物処理施設の定期検査や建設混合廃棄物の取扱いなどの重要事案では、通常2名で対応するところを、グループ全員で対応するなどして、着眼点や指導方法などを共有することで、組織力の向上に努めている。

<再発防止策の取組状況の評価>

県は、産業廃棄物を担当する職員に各種研修を受講する機会を確保するとともに、分野勉強会、所管法律・条例勉強会、行政検証研修や個別課題勉強会を開催し、平成24年4月には、監視・指導課業務基本研修を実施している。

なお、基本研修は、監視指導業務に初めて携わる職員に体系的な研修を実施しており、経験者が講師を務めることで、新任職員にとどまらず、経験者の人材育成にも繋げている。

また、監視指導業務の経験のある職員が新任職員とともに監視活動を実施し、平成23年度からは毎朝ショートミーティングを実施するなど、OJTによる人材育成に取り組み、職員の“経験知”を職員で共有する仕組みを構築していることが認められる。

しかしながら、委員会では、平成21年1月、「四日市市大矢知・平津事案」における再発防止策の提案・提言において、中長期的な人材育成計画の立案と実行が必要であると指摘したところである（特定産業廃棄物事案【四日市市大矢知・平津事案】に関する調査検討報告書23頁）。

確かに、対象事案では、中長期的な人材育成計画の立案と実行が必要であるとの提案・提言をしていないが、三重県の廃棄物行政全般にかかる課題であり、対象事案における再発防止策を取り組むうえでも考慮すべきであったといえ、廃棄物監視・指導課において、中長期的な人材育成計画が策定されるにとどまっている現状では、県の対応は、「不十分（△）」である。

提案・提言④ 市町村職員・森林組合職員に対する学習機会の確保

立入検査の実施に関する協定を締結している市町村職員及び情報提供協定を締結している森林組合職員に学習機会を提供すること。

<再発防止策の取組状況>

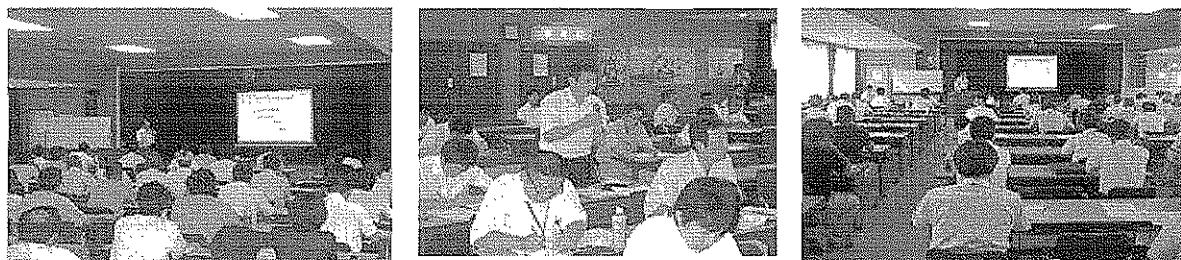
県は、平成15年度から市町村と産業廃棄物の立入検査協定を締結し、また、平成16年度には10森林組合と、平成21年度には「NTTファシリティーズ東海」及び「JAF三重支部」と情報提供協定を締結している。

三重県市町不法投棄等防止対策講習会では、講師は産業廃棄物行政に精通している他府県職員（OBを含む。）や県の廃棄物処理法担当課職員を講師に、①産業廃棄物の不適正処理事案への対応と②廃棄物処理法の改正概要の講習を行うとともに、廃棄物監視・指導課職員と受講者で③監視・指導業務に関する意見交換を実施し、産業廃棄物の監視・指導業務にかかる知識及び技能の向上を図っている。

なお、講習会の受講者数は30数名から70数名である。

【講習会受講者の推移】

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
開催年月日	9月12日	10月13日	12月15日	24年1月19日	7月20日
参加人数	79人	45人	38人	37人	73人



【平成24年7月20日講習会風景】

<再発防止策の取組状況の評価>

市町職員の人事異動により、毎年度任命される市町立入検査員にも異動が生じることから、定期的に研修を実施することが必要であり、そのため、県は、毎年度定期的に研修を実施している。

また、その研修は、受講者が実務に活かせるように産業廃棄物行政に精通し

ている他府県職員（O Bを含む。）や、県の廃棄物処理法担当課職員を講師に、監視・指導課職員との意見交換を実施するなど研修テーマにも工夫がなされており、不法投棄新規発見件数の市町からの通報割合も30%を超えるなど、県と市町が適切に連携していることが窺われ、県の対応は、「妥当（○）」なものである。

今後は、より効果的な研修となるよう受講者アンケートを実施し、受講者ニーズを的確に把握したうえで、研修の企画立案をしていくことが期待される。

【市町からの不法投棄通報状況】

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
不法投棄新規発見件数	25件	23件	23件	18件	8件
市町通報件数	7件	12件	4件	4件	3件
市町からの通報割合	28.0%	52.2%	17.4%	22.2%	37.5%

（2）第2次検証における再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価

委員会は、第2次検証において、対象事案における1,4-ジオキサンによる汚染を早期に把握できなかつたことから、①要監視項目に関する情報収集・汚染状況の把握が課題であり、また、②ホームページを活用した情報提供が必要であると指摘しており、かかる観点から、県の再発防止策の取組状況を検証・評価することとする。

提案・提言① 要監視項目に関する情報収集及び汚染状況の把握

環境基準値が設定される前に、要監視項目による汚染を予見し汚染状況を把握すること。

<再発防止策の取組状況>

対象事案では、1,4-ジオキサンの規制動向を的確に把握していれば、将来的に環境基準に設定されることを想定できたはずであり、委員会は、今後は、国（環境省）における環境基準及び要監視項目に関する検討状況を積極的に収集すべきであると指摘したところである。

対象事案では、従前から要監視項目であるトルエン及びキシレンが検出されており、継続的に水質検査を実施している。また、平成22年3月に実施した水質検査（トルエン・キシレンを除く要監視項目全項目）では、4地点中3地点で全マンガンが指針値を超過して検出されているが、検出状況からさらなる調

査の必要性はないと判断した（全マンガンを除く 21 項目は指針値未満であった。）。

しかしながら、県は、第 2 次検証における再発防止策の提案・提言後は、積極的に環境基準及び要監視項目に関する情報を収集したうえで、水質検査の必要性を検討した事実が公文書から確認できない。

<再発防止策の取組状況の評価>

県は、第 2 次検証における再発防止策の提案・提言後、環境基準及び要監視項目に関する情報を積極的に収集していない（トルエン・キシレンのみ継続的に水質検査を実施している。）。

対象事案は、産業廃棄物の不法投棄事案であり、原因者ですら投棄した廃棄物の種類を把握していないのであるから、県は、あらゆる生活環境保全上の支障のリスクを想定すべきである。

よって、県は、国（環境省）における環境基準及び要監視項目に関する検討状況を的確に把握したうえで、対象事案における要監視項目のリスクの程度及び水質検査の必要性を検討すべきであったが、公文書からはそのような事実は把握できず、県の対応は、「不十分（△）」である。

提案・提言② ホームページ活用による即時性をもった情報提供

多くの県民に即時性を持って情報提供するために、ホームページを活用すること。

<再発防止策の取組状況>

県は、平成 23 年 10 月 26 日、『三重の環境』に『産業廃棄物不適正処理事案の対応状況』のホームページを作成し、8 事案（桑名市五反田事案、桑名市源十郎新田事案及び安全性確認調査を実施した 6 事案）について、「事案の概要」、「安全性確認調査結果の概要」、「生活環境保全上の支障の評価」、「措置命令の概要」、「調査結果に基づく対応状況」や「モニタリング結果」を掲載している。また、技術検討専門委員会開催事案や行政代執行を実施している事案では、その概要も掲載している。

三重の環境

→ English → サイトマップ → メルマガ Google フィード 検索

資源循環と廃棄物 地球環境と生活環境 いろいろ環境 HOME

三重の環境 > 資源循環と廃棄物 > 三重県内の産業廃棄物不法投棄事案 > 桑名市五反田事案

桑名市五反田事案

1. 事案の概要

- (1) 事案の名称
三重県桑名市五反田地内不法投棄事案
- (2) 不法投棄が行われた場所
 - ア 所在地 桑名市大字五反田字多々星1701番
 - イ 面 積 実測面積:2,906m²
(公簿面積:1,937m²)
- (3) 不法投棄が行われた時期
平成7年4月～平成8年3月頃
- (4) 不法投棄を行った者
 - ア 名 称 株式会社七和工業（代表取締役 佐藤敏之）昭和63年3月1日設立



(<http://www.eco.pref.mie.lg.jp/cycle/100190/top.htm>)

<再発防止策の取組状況の評価>

県は、平成23年10月から『三重の環境』に『産業廃棄物不適正処理事案の対応状況』のホームページを作成し、各事案の概要及びその進捗を掲載している。

しかしながら、県は、平成22年9月に委員会からの提案・提言を受け、産業廃棄物不適正処理事案のホームページを作成するまでに1年を要しており、提案・提言への取組はスピード感を欠いていた。

なお、委員会は、平成22年1月、「四日市市大矢知・平津事案」にかかる再発防止策の提案・提言において、「わかりやすい（やさしい）情報」を積極的に発信することが必要であると指摘している（特定産業廃棄物事案【四日市市大矢知・平津事案】に関する調査検討報告書24頁～25頁）。

各事案のホームページには、位置図、航空写真及び現場写真がなく、また、県民にとって対象事案のリスクを把握するうえで重要な情報である「モニタリングの頻度」や「モニタリング結果の概要」も掲載されておらず、PDFファイルに記載されている「モニタリング結果」も最新のデータとなっていないなど、県民にとって分かりやすい情報が的確に提供されているとは言い難い。

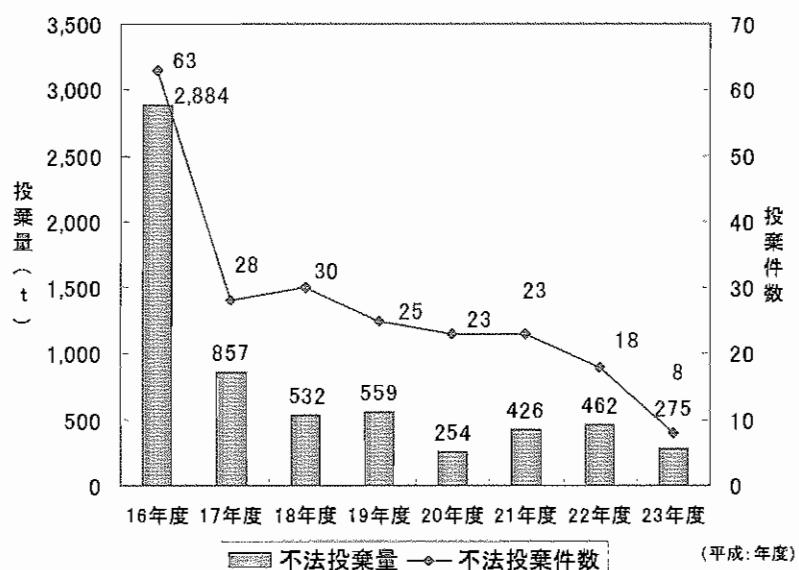
よって、今後は、県民にとって分かりやすいホームページを作成すべきであり、最新の情報を掲載するなどさらなる取組が必要であり、県の対応は、「不十分（△）」である。

なお、技術検討専門委員会開催事案や産廃特措法大臣同意事案については、技術検討専門委員会の開催概要や実施計画書を速やかにホームページに掲載している。

（3）不法投棄の現状

不法投棄の早期発見・未然防止の取り組みにより、平成16年度から平成23年度までの不法投棄件数・不法投棄量は、次のとおり件数・量ともに減少傾向にある。しかし、依然として小規模ながら不法投棄は後を絶たず、引き続き不法投棄の早期発見・未然防止に取り組む必要がある。

【不法投棄件数・不法投棄量】



※不法投棄量は小数点以下四捨五入。

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
不法投棄件数	63	28	30	25	23	23	18	8
(内10t以上)	(24)	(11)	(9)	(15)	(5)	(5)	(6)	(3)
不法投棄量	2,884	857	532	559	254	426	462	275
(内10t以上)	(2747)	(808)	(468)	(531)	(205)	(393)	(451)	(262)
1件あたり(t)	46	31	18	22	11	19	26	41
10t以上の割合(%)	38	39	30	60	22	22	33	38

(4) 検証・評価を踏まえた改善策の提案・提言

委員会は、平成16年12月、平成22年9月に対象事案における再発防止策を提案・提言し、第3次検証では、その取組状況及び成果を検証・評価したところである。

県は、委員会の提案・提言を受け、再発防止策に取り組んでいるが、改善すべき点も認められるところである。

今後、委員会の提案・提言の趣旨に沿って着実に再発防止策に取り組むためには、管理職員が率先垂範し、担当職員と取組方針を検討し、管理職員はその進捗を的確に管理すべきである。

委員会は、再発防止策の検証・評価を踏まえ、次のとおり、改善策を提案・提言する。

① 進捗管理表の作成・公表

委員会は、対象事案にとどまらず「桑名市源十郎新田事案」、「四日市市大矢知・平津事案」及び「四日市市内山事案」において、行政の対応の課題を明確にするとともに再発防止策の提案・提言に繋げてきたところである（別紙1参照）。

しかしながら、対象事案では、再発防止策の取組に改善すべき点が認められることから、今後は、提案・提言の趣旨に沿った再発防止策に着実に取り組み、定期的にこれまでの取組を検証し改善していくこと（PDCA）が必要であり、そのためには、「提案・提言の要旨（趣旨）」、「取組方針」、「進捗状況」及び「改善点」を記載した進捗管理表を作成すべきである。

そして、管理職員は、この進捗管理表に基づき、定期的に再発防止策の取組状況及び成果を把握し、担当職員とともに改善点を検討して今後の取組方針を策定すべきである。

また、その実効性を確保するため、進捗管理表は、定期的にホームページで公表すべきである。

② 再発防止策の取組状況のフォローアップ

県が委員会の提案・提言の趣旨に沿って効果的な再発防止策に取り組むためには、定期的に委員会にその進捗状況（再発防止策の取組状況及び成果）を報告し、委員会からこれまでの再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価と今後の再発防止策の取組方針について必要な助言を受け、より効果的かつ着実な取組に繋げていくことが必要である。

再発防止策の提案・提言一覧表

提案・提言した再発防止策		対象事業	区分	提案・提言年月
① 監視活動の充実				
監視・指導体制の充実	桑名市五反田事業	不法投棄	平成16年12月	
監視・指導体制の維持、強化、そして「目的志向型組織」への移行	四日市市大矢知・平津事業	不適正処理	平成21年 1月	
情報提供に的確に対応できる仕組みづくり	桑名市源十郎新田事業	不法投棄	平成24年10月	
② 人材育成・自己研鑽				
職員の職務能力の向上	桑名市五反田事業	不法投棄	平成16年12月	
職員の意識向上(危機意識・規範意識)と実践力向上	四日市市大矢知・平津事業	不適正処理	平成21年 1月	
人材育成と組織力向上				
法務能力の向上と課題解決力を備えた人材育成 ～廃棄物処理法を的確に運用解釈するうえで必要な法務能力の確保～	四日市市内山事業	不適正処理	平成24年 2月	
的確な廃棄物処理法の運用解釈と政策法務能力の向上	桑名市源十郎新田事業	不法投棄	平成24年10月	
自己研鑽				
感覚・感性を磨く(自己研鑽)	四日市市大矢知・平津事業	不適正処理	平成21年 1月	
あらゆる原因を想定した調査を実施できる感覚・感性の醸成	桑名市源十郎新田事業	不法投棄	平成24年10月	
③ “経験知”的共有によるナレッジマネジメント				
監視指導等のマニュアル構築、ノウハウを引き継げる組織づくり	四日市市大矢知・平津事業		平成21年 1月	
現場の状況を的確に把握するための手段			不適正処理	
体系的な監視指導システムの構築～リスク認識との確な現状把握～	四日市市内山事業		平成24年 2月	
的確に情報を伝達できる引継ぎシステムの構築				
④ 多様な主体との連携				
県民	県民(地域住民)との連携	四日市市大矢知・平津事業	不適正処理	平成21年 1月
市町	基礎自治体である市町との連携	桑名市五反田事業	不法投棄	平成16年12月
	市町村職員・森林組合職員に対する学習機会の確保			
関係機関	各関係機関・関係団体との連携	四日市市大矢知・平津事業	不適正処理	平成21年 1月
団体	地域規制マップの作成による他部局との連携	桑名市源十郎新田事業	不法投棄	平成24年10月
	環境部局の専門的知見を他法令所管部局と共有し対処する仕組みの構築			
⑤ 情報収集・情報提供(情報発信)				
情報収集	積極的な情報収集	桑名市五反田事業	不法投棄	平成16年12月
	要監視項目に関する情報収集及び汚染状況の把握	桑名市五反田事業 (第2次検証)		平成22年 9月
情報提供	情報共有を一步進めた「情報交流」による情報把握と積極的な情報発信	四日市市大矢知・平津事業	不適正処理	平成21年 1月
	ホームページ活用による即時性をもった情報提供	桑名市五反田事業 (第2次検証)	不法投棄	平成22年 9月
⑥ 排出事業者・土地所有者への責任追及				
計画立案	明確な判断基準の作成とそれに沿った調査の実施 ～調査計画の立案と迅速かつ的確な調査結果の集約～	四日市市大矢知・平津事業 (第2次検証)		
進捗管理	定期的な進捗管理(マネジメント)の実施 ～事業の総合的な進捗管理から個別課題の進捗管理へ～		不適正処理	平成24年10月
引継	正確な業務引継ぎの実施 ～現状を的確に伝達できる業務引継ぎシステムの構築～			
⑦ 費用求償				
マニピュレーション	価格かつ適正な費用求償の実施(費用求償体制の充実・手続マニュアルの整備等)	四日市市内山事業	不適正処理	平成24年 2月
費用求償手続マニュアルの作成				
	実効性のある費用求償に算がる進捗管理 ～財産調査台帳(財産調査データベース)作成による進捗管理～	桑名市五反田事業 (第3次検証)	不法投棄	平成24年10月
人材育成	費用求償手続に精通した人材の育成と税務部局との連携			
	意欲的に費用求償に取り組む人材の育成と管理職員の積極的な関与 ～費用求償プロセスの評価と組織力による費用求償の実施～			
⑧ 独自施策の展開				
	県独自の規制強化等による未然防止	四日市市大矢知・平津事業	不適正処理	平成21年 1月
	全国の不適正処理事業関係自治体との連携	桑名市五反田事業 (第3次検証)		
	維持管理積立金の積立状況の的確な把握	桑名市源十郎新田事業	不法投棄	平成24年10月
	課題解決に算がる法制度・政策の提案・提言	桑名市源十郎新田事業		
⑨ PDCAによる産業廃棄物行政の推進				
部署別案	措置命令事業の自律的検証と効果的なPDCAサイクルの実施	四日市市内山事業	不適正処理	平成24年 2月
再発防止策	進捗管理表の作成・公表	桑名市五反田事業 (第3次検証)	不法投棄	平成24年10月
	再発防止策の取組状況のフォローアップ	桑名市源十郎新田事業 四日市市大矢知・平津事業 (第2次検証)	不法投棄 不法投棄 不適正処理	

(対象事業欄に第2次検証・第3次検証と記載のないものはすべて第1次検証)

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例

[平成19年7月4日公布・施行 三重県条例第38号]

(設置)

第1条 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成15年法律第98号)第2条第1項に規定する特定産業廃棄物に関する事案(次条において「対象事案」という。)等について調査検討するため、知事の附属機関として、特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査検討する。

- (1) 対象事案に係る県が行った措置等の調査に関する事項
- (2) 産業廃棄物の不適正処分の再発防止についての検討に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は10分の4を下回らないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境生活部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営その他委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

参考資料2

環生第20-103号

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例（平成19年7月4日三重県条例第38号）第2条の規定に基づき、桑名市五反田事案に係る県が行った措置等の調査及び産業廃棄物の不適正処分の再発防止について、貴委員会の意見を求めます。

平成24年7月31日

三重県知事 鈴木英敬



諮詢理由

桑名市大字五反田字多々星地内の産業廃棄物不法投棄事案については、揮発性有機化合物等による地下水汚染により、水道水源、内水面漁業、農業用水の利水に支障を生じるおそれがあることから、平成13年度から行政代執行により汚染地下水の拡散防止と浄化に関する措置を講じてきました。

その結果、平成19年度末までに目標レベルまでの浄化を達成したところですが、平成21年11月30日に新たに環境基準項目として定められた1,4-ジオキサンが不法投棄地内及びその周辺で基準を超過して検出され、生活環境保全上の支障を生じるおそれがあることから、県は、不法投棄を行った者に対し、平成22年6月15日に措置命令を発出しました。

当該事案については、上記措置命令までの県が行った措置等の調査及び今後取り組むべき再発防止策について、平成22年9月10日に貴委員会から答申をいただいているところです。

その後、行政代執行により平成23年8月から促進酸化設備（1,4-ジオキサンの分解処理設備）の設置及び水処理施設の補修工事を緊急対策として実施するとともに、学識経験者による技術検討専門委員会を設置し、恒久対策に向けて経済的・技術的に合理性のある工法の検討を行いました。

今般、1,4-ジオキサンの恒久対策を実施するにあたり、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく実施計画の変更を行うことから、平成22年6月15日付け措置命令以後に県が行った措置等の調査及び今後取り組むべき再発防止策について検討を行い、産業廃棄物行政の推進に役立てていく必要があるため、貴委員会の意見を求めるものです。

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会 委員名簿

	氏名	所属・職名
1	北見 宏介	名城大学准教授
2	佐脇 敦子	弁護士
3	田中 勝	鳥取環境大学特任教授
4	西川 源誌	弁護士
5	藤倉まなみ	桜美林大学教授

(敬称略 五十音順)